

平成31年(ネ)第307号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲ほか67名

被控訴人 国

### 答 弁 書

令和元年9月19日

福岡高等裁判所第1民事部口係 御中

被控訴人指定代理人

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号


福岡法務局訟務部 (送達場所)

(電話 092-721-4577)

(FAX 092-735-1589)


部 付 九 谷 福 弥 


訟 務 官 高 橋 秀 樹 


法 務 事 務 官 花 田 久美子 

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

文部科学省初等中等教育局財務課

高校修学支援室長 篠 田 智 志 

高校修学支援室専門官 三 木 仁 史 

高校修学支援室企画係 竹 下 力 哉 

第1	控訴の趣旨に対する答弁	5
第2	はじめに	5
1	事案の概要	5
2	原判決の要旨	6
3	控訴人らの主張の要旨	7
4	被控訴人の主張の概要	8
第3	理由①と理由②との論理的関係等について	9
1	控訴人らの主張	9
2	理由①と理由②との論理的関係等について	10
3	本件省令改正の効力発生時期について	10
4	本件不指定処分の効力発生時期について	11
5	本件省令改正と本件不指定処分が同日にされた理由等について	13
6	本件省令改正と本件不指定処分との時間的先後関係等にかかわらず、理由②が是認されるのであれば、控訴人らの請求に理由がないといえること	14
7	本件省令改正（ハ規定削除）及び理由①を理由とする本件不指定処分の違法性についての控訴人らの主張に理由がないこと	16
第4	本件省令改正（ハ規定削除）は、授權法である支給法の委任の趣旨を逸脱したのではなく、適法・有効であること	17
1	控訴人らの主張	18
2	本件省令改正（ハ規定削除）によって控訴人らの権利が侵害されたとする主張に理由がないこと	18
3	本件省令改正に至る経緯についての控訴人らの主張が誤りであること	19
4	委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断に当たり、政治的外交的 理由などという所管大臣の主観的事情は無関係であること	19
5	本件省令改正は、委任の趣旨を踏まえてされたものであり、支給法の委任の 趣旨を逸脱しておらず、適法・有効であること	24

6	本件省令改正が九州朝鮮中高級学校の教育内容を理由としてなされたものではないこと	25
7	ハ規定の削除が外交的・政治的理由によりなされたものであるとの控訴人らの主張は、誤りであること	26
8	小括	27
第5	九州朝鮮中高級学校について本件規程13条適合性が認められないとした文部科学大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえないこと	28
1	控訴人らの主張	28
2	本件規程13条適合性のあるべき判断枠組みについて	28
3	本件規程13条適合性に係る文部科学大臣の裁量の範囲についての控訴人らの各主張に理由がないこと	30
4	九州朝鮮中高級学校について、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないと判断したことに裁量権の範囲の逸脱又は濫用はないこと	39
第6	本件不指定処分等は、行政手続法に違反するものでないこと	46
1	本件不指定処分が行政手続法6条に違反する旨の主張について	46
2	本件不指定処分が行政手続法7条に違反する旨の主張について	47
3	本件不指定処分が行政手続法8条に違反する旨の主張について	48
第7	結語	50

被控訴人は、控訴人らの2019年（平成31年）3月25日付け控訴状に対し答弁するとともに、2019年（令和元年）6月28日付け控訴理由書（以下「控訴理由書」という。）に対し、必要な限度で反論する。

なお、略語は、本書面で新たに用いるもののほかは、原審における被告の準備書面の例による。

## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすること
- を求める。

## 第2 はじめに

### 1 事案の概要

本件は、本件法人が、本件法人の設置する九州朝鮮中高級学校について、文部科学大臣に対し、平成22年11月29日付けで、支給法2条1項5号、ハ規定、本件規程14条1項に基づいて、外国人学校として支給対象外国人学校の指定を受けるために本件申請をしたところ、同大臣から、平成25年2月20日、①ハ規定を削除したこと（理由①）、②本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと（理由②）を理由として、本件不指定処分を受けたことから、九州朝鮮中高級学校に在籍していた、又は在籍しているとする控訴人らが、中等教育・民族教育の授業料について経済的援助を受ける権利等が侵害

され、精神的苦痛を受けたなどとして、被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求める事案である。

## 2 原判決の要旨

原判決は、まず、本件不指定処分の理由について、審査会における各委員の発言等を踏まえて、審査会の第7回の会議までは九州朝鮮中高級学校を支給対象として指定する方向で議論が進んでいたという経緯は認められず、むしろ指定に消極的な状況がうかがわれる上、文部科学省内においても審査会を継続しても意見の一致をみることは困難であるという見方が強くなり、本件規程13条に適合すると認めるに至らない状況にあることが課題として認識される中で、九州朝鮮中高級学校の不指定の処分と同時にハ規定を削除する案について下村大臣の了承を得た経緯に照らすと、理由①と理由②が論理的に相容れないとか、その効力発生時点について本件省令改正が本件不指定処分に先んずるか否かなどの議論にかかわらず、本件不指定処分の理由は理由①及び理由②と認めるのが相当であるとした（原判決69ないし71ページ）。

そして、理由②による本件不指定処分に文部科学大臣の裁量権の逸脱・濫用が認められなければ、仮に本件省令改正が違法であったとしても、原告らに対して就学支援金は支給されないこととなるのであるから、本件不指定処分の違法性を検討する上では、理由②の判断が文部科学大臣の裁量権の範囲を逸脱・濫用したものといえるかを判断すれば足りるとし（原判決71ページ）、文部科学大臣が九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合するとは認めるに至らないとした判断に裁量権の逸脱・濫用は認められないから、文部科学大臣による本件不指定処分が違法の評価を受けるものではないとした（原判決71ないし82ページ）。

また、文部科学大臣による本件不指定処分が、本件規程15条に違反することもなく（原判決82及び83ページ）、同じく本件不指定処分が、原告らの憲法上の権利等を侵害するものでもなく（原判決83及び84ページ）、ハ規

定の削除によって原告らの法的利益が侵害されたとも認められず（原判決84ページ）、本件不指定処分が行政手続法に違反するとも認められない（原判決85ないし87ページ）として、原告らの請求をいずれも棄却した。

### 3 控訴人らの主張の要旨

原判決に対し、控訴人らは、控訴理由書において、大要、以下の主張を行っている。

#### (1) 本件不指定処分の理由について

本件不指定処分の理由は理由①（ハ規定を削除したこと）のみであり、ハ規定の存在を理由とする理由②（本件規程13条に適合すると認めるに至らないこと）を採用することはできず、ハ規定削除の違法性について判断しなければならない（控訴理由書第2の1・10ないし18ページ）。

#### (2) 文部科学大臣によるハ規定削除の違法性について

ア ハ規定の削除及びこれを理由とする本件不指定処分により、控訴人らには、人格権及び民族の尊厳に対する侵害、民族教育を受ける権利に対する侵害並びに適正な手続を受ける権利を侵害される被害が生じており、ハ規定の削除及びこれを理由とする本件不指定処分の違法性につき判断を回避した原審の判示には、重大な欠缺が存するというべきであり、取消しを免れない（控訴理由書第2の2・18ないし24ページ）。

イ ハ規定の削除は九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校の教育内容及び政治・外交上の配慮を理由として行われたもので違法であり、控訴人らの様々な権利を侵害する行為であるから、国賠法上違法というべきである（控訴理由書第2の3・24ないし37ページ）。

#### (3) 九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合するとは認めるに至らないとして本件不指定処分をした文部科学大臣の判断（理由②）の裁量権の逸脱・濫用について

ア 文部科学大臣による本件規程13条の適合性判断について、裁量はない

か、あるいは極めて限定されている（控訴理由書第3の2・38ないし50ページ）。

イ 九州朝鮮中高級学校は本件規程13条に適合しているから、裁量を有さない文部科学大臣としては、指定をしなければならなかったもので、仮に文部科学大臣に裁量権があったとしても、指定をしなかったことは、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものであるから、本件不指定処分は違法である（控訴理由書第3の3・50ないし61ページ）。

(4) 文部科学大臣の本件不指定処分の行政手続法違反について

ア ハ規定及び本件規程に標準処理期間が定められていない点は、行政手続法6条に違反するものであり、その違法性は重大である（控訴理由書第4の2・65及び66ページ）。

イ 本件申請に対する的確かつ迅速な処理がされていない点は、行政手続法7条に違反するものであり、その違法性は重大である（控訴理由書第4の3・66及び67ページ）。

ウ 本件不指定処分の理由は理由①及び理由②であるとされているものの、どのような事実を根拠に本件規程13条に適合すると認めるに至らないのかが全く示されていない点は、行政手続法8条に違反するものであり、その違法性は重大である（控訴理由書第4の4・67及び68ページ）。

4 被控訴人の主張の概要

(1) 控訴人らの前記3の主張は、ほとんどが原判決が正当に排斥した原審における主張の繰り返しか、独自の見解に基づき原判決を論難するものにすぎず、原判決の正当性を左右するものではない。

もっとも、控訴人らの前記3の主張には、新たな主張とみるべき部分も皆無ではないので、以下では、念のため、控訴人らの上記主張に対応する形で、必要に応じ、反論をしておくこととする。

(2) 具体的には、まず、本件不指定処分における理由①と理由②の論理的関係



等について説明し、結局のところ、理由②が是認されるのであれば、控訴人らの請求には理由がないといえることを述べる（控訴人らの前記3(1)の主張に対応。後記第3・9ページ以下）。

次に、九州朝鮮中高級学校について本件規程13条適合性が認められない以上、本来的には検討の必要はないが、委任命令が授権法の委任の趣旨に反するか否かの判断枠組みを明らかにした上で、ハ規定を削除する本件省令改正が、授権法である支給法の委任の趣旨に反することはなく、かかるハ規定の削除が違法であることを前提とする控訴人らの主張に理由がないことを述べる（控訴人らの前記3(2)の主張に対応。後記第4・17ページ以下）。

そして、九州朝鮮中高級学校について本件規程13条適合性が認められないとした文部科学大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないことを述べることとし（控訴人らの前記3(3)の主張に対応。後記第5・28ページ以下）、また、本件不指定処分について、手続的違法があるともいえないことについて述べ（控訴人らの前記3(4)の主張に対応。後記第6・46ページ以下）、控訴人らの主張にはいずれも理由がないことを明らかにする。

### 第3 理由①と理由②との論理的関係等について

#### 1 控訴人らの主張

控訴人らは、本件省令改正（ハ規定削除）の効力が発生したのは平成25年2月20日であるのに対し、本件不指定処分の効力が発生したのは同月21日以降であることから、本件不指定処分の効力が発生した時点において、ハ規定は存在しないのであって、そうであれば、本件不指定処分の理由とされた理由②は、本件不指定処分の効力発生時点において存在しない法令に基づくものであり、本件不指定処分の理由たり得ないものであることから、本件不指定処分の理由は理由①であり、理由①による本件不指定処分の違法性を判断しなかつ

た原判決は不当である旨主張する（控訴理由書第2の1・10ないし18ページ）。

## 2 理由①と理由②との論理的関係等について

控訴人らの上記主張に対する反論の前提として、まず、本件不指定処分の理由である理由①と理由②の論理的関係について、改めて整理しておくこととする（なお、以下の整理は、原審における被告第13準備書面第1・2ないし6ページにおいて述べたものと同様である。）。

まず、理由①と理由②は、いずれも、それぞれ単独で本件不指定処分を理由あらしめるものであることは明らかである。しかし、本件規程は、ハ規定の「文部科学大臣が定めるところ」として、ハ規定による指定の基準及び手続等を定めたものであり（本件規程1条）、本件省令の下位法令である。そのため、ハ規定の削除を内容とする本件省令改正により、ハ規定が既に存在しなくなった場合には、下位法令である本件規程はその存立の基礎を失うこととなる。したがって、理由①と理由②とは、本件不指定処分の理由としては、論理的には両立しない。

そして、理由①と理由②のいずれが本件不指定処分の理由として成り立ち得るかは、ハ規定の削除の効力発生時期と本件不指定処分の効力発生時期との時間的先後関係により決まるものである。

## 3 本件省令改正の効力発生時期について

(1) 理由①は、ハ規定の削除、すなわち本件省令改正であるところ、本件省令改正は、公布の日から施行されたものである（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則1。乙第70号証参照）。

そして、法令の効力発生時期について、法令が公布によって対外的効力を生ずるものであり、法令の公布が官報によってなされるものであることは、判例法上確立しているところである（最高裁昭和32年12月28日大法廷

判決・刑集11巻14号3461ページ，法制執務研究会編「新訂ワークブック法制執務第2版」18ないし20ページ）。

(2) この点，本件省令改正が掲載された官報は，平成25年2月20日付けのものであるから（乙第70号証），本件省令改正が公布され，対外的効力が生じたのは，同日である。

(3) 以上のとおり，本件省令改正の効力発生時期は，平成25年2月20日である（なお，効力発生時期を時単位で特定すべきかという問題があるが，本件においては結論を左右するものではないため，ここでは立ち入らない。）。

#### 4 本件不指定処分の効力発生時期について

(1) 本件不指定処分は，文部科学大臣が平成25年2月20日付けで本件法人に対して行った行政処分である（甲第13号証及び乙第36号証）。

そして，行政処分の効力発生について，特定の相手方に対して行われる行政行為に関しては，一般的に告知により効力を生じるものとするのが，判例・通説の一致した見解であり，具体的には，行政処分の効力は，特別の定めのない限り，当該行政処分に関する意思決定が何らかの形式で外部に表示され，相手方に告知され又は到達すること，すなわち相手方が当該行政処分を現実に了知し又は了知し得べき状態におかれたときに発生するとされている（最高裁昭和29年8月24日第三小法廷判決・刑集8巻8号1372ページ，最高裁昭和57年7月15日第一小法廷判決・民集36巻6号1146ページ，最高裁平成11年10月22日第二小法廷判決・民集53巻7号1270ページ，高部眞規子・最高裁判所判例解説民事篇平成11年度（下）645及び646ページ）。

この点，前掲最高裁昭和29年8月24日第三小法廷判決は，「特別の規定のない限り，意思表示の一般的法理に従い，その意思表示が相手方に到達した時と解するのが相当である。即ち，辞令書の交付その他公の通知によつて，相手方が現実にこれを了知し，または相手方の了知し得べき状態

におかれた時と解すべきである」(刑集8巻8号1376ページ)と判示し、前掲最高裁昭和57年7月15日第一小法廷判決は、「行政処分が行政処分として有効に成立したといえるためには、行政庁の内部において単なる意思決定の事実があるかあるいは右意思決定の内容を記載した書面が作成・用意されているのみでは足りず、右意思決定が何らかの形式で外部に表示されることが必要であり、名宛人である相手方の受領を要する行政処分の場合は、さらに右処分が相手方に告知され又は相手方に到達することすなわち相手方の了知しうべき状態におかれることによつてはじめてその相手方に対する効力を生ずるものというべきである」(民集36巻6号1148及び1149ページ)と判示している。

本件では、本件規程に基づく指定ないし不指定に係る処分の効力発生時期に関する特別の規定はないことから、本件不指定処分の効力は、本件不指定処分に関する意思決定が何らかの形式で外部に表示され、相手方である本件法人に告知され又は到達すること、すなわち相手方である本件法人が本件不指定処分を現実に了知し又は了知し得べき状態におかれたときに発生するといえる。

(2) この点、本件不指定処分に係る通知文書は平成25年2月20日付けのものであり(甲第13号証及び乙第36号証)、同日に発出されてそれ以降に到達したものと考えられる。

他方で、当該通知文書の決裁は同月15日に終了しており(乙第73号証)、文部科学大臣は、同月19日、本件不指定処分に係る通知文書を翌20日に発出することなどについて記者会見で表明し、それが記者会見同日に全国紙で報道されている(乙第163号証)。また、本件法人に対し、同月19日中に本件不指定処分に係る通知文書と同一内容の書面をファクシミリ送信する旨のファクシミリ送信書のデータが存在する(乙第164号証)。そうすると、同月19日のうちには、本件法人において、本件不指定処分の内容を

現実に了知し、又は了知し得る状態に至った可能性がある（現に、同月20日、全国朝鮮高級学校校長会、全国朝鮮学校オモニ連絡会、全国朝鮮高級学校学生連絡会、学校法人朝鮮学園の代表らは本件不指定処分ないし前記会見での文部科学大臣の発言を前提とした記者会見を文部科学省内において行っている（乙第165号証）。

(3) このように、本件不指定処分の効力発生時期は、本件通知文書の発出及び到達のみを基準とすれば、発出日である平成25年2月20日ないしそれから数日内ということが出来るが、本件不指定処分の通知状況等を全体として通覧した場合には、同月19日に本件不指定処分が効力を生じていたとみる余地もあることとなる。

(4) 以上のとおり、本件の事実関係を踏まえて検討するならば、本件省令改正の効力発生時期（前記3）及び本件不指定処分の効力発生時期の先後関係によって、理由①のみが本件不指定処分の理由として成り立つ場合と、理由②のみが本件不指定処分の理由として成り立つ場合とがあり得ることになる。したがって、本来両立しない理由①と理由②のいずれが本件不指定処分の理由として成り立ち得るかは、一概にはいえないことになる。

## 5 本件省令改正と本件不指定処分が同日にされた理由等について

(1) 本件省令改正と本件不指定処分が同日にされたのは、以下のような経緯によるものである。すなわち、これまで被控訴人が原審における被告第1準備書面第5及び第6（29ないし47ページ）等で繰り返し述べてきたとおり、文部科学大臣は、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らないと判断するとともに、ハ規定に基づく指定に係る審査の過程において、強制的に立入検査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があることが明らかになったことなどから、本件省令改正を行うこととし、ハ規定による指定の仕組みの下では九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校が就

学支援金支給の対象校として指定を受けられなくなることから、平成25年2月20日付けで、理由①及び理由②の2つを並記して本件不指定処分の通知を行ったものである（甲第13号証，乙第36号証，第72号証及び第73号証）。

- (2) 確かに、前記2ないし4で述べたところを踏まえ、純粋に論理的に見れば、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったという理由②があれば、本件不指定処分をする理由としては十分であって、本来、ハ規定の削除、すなわち本件省令改正は、本件不指定処分をするに当たって不可欠なものではなかったといえる。逆に、本件不指定処分に先立ってハ規定を削除する省令改正をして、それ（理由①）のみを不指定の理由とするやり方もあり得たといえる。

しかし、既に述べたとおり、論理的には両立しないとしても、理由①と理由②とは、いずれも単独で本件不指定処分を理由あらしめるものであるところ、これらのいずれが本件不指定処分の理由として成り立ち得るかは、一概にはいえないものであるし、本件不指定処分に先立ち、本件規程13条適合性と本件省令改正とが並行して検討されたという経緯にも照らせば、本件省令改正と本件不指定処分とが同一の日付で実施され、本件不指定処分の通知において理由①と理由②の両方が理由として並記されているのは、正に本件不指定処分に至る検討の経過の忠実な反映というべきものである。そして、これによって本件法人側における本件不指定処分に対する不服申立ての要否の検討が困難になったとも到底認められないのであり、何ら問題はないというべきである。

- 6 本件省令改正と本件不指定処分との時間的先後関係等にかかわらず、理由②が是認されるのであれば、控訴人らの請求に理由がないといえること

- (1) 以下に述べるとおり、本件省令改正と本件不指定処分との時間的先後関係等を確定することは本件の審理判断において不可欠なものではなく、理由②

が是認されるのであれば、結局のところ、控訴人らの請求には理由がないことに帰することは明らかである。

(2) すなわち、理由②に係る、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったとの判断結果は、本件不指定処分の効力発生が本件省令改正に先行すると仮定すれば、本件不指定処分の根拠となり得ることには疑いの余地がない。その逆に、本件省令改正が本件不指定処分に先行すると仮定しても、万が一、本件省令改正が法律による委任の範囲を超えて違法であると判断される場合には、ハ規定が存在することを前提とする理由②は、本件不指定処分を理由あらしめるものである（本件省令改正が委任の範囲内であれば、本件不指定処分はもとより適法である。）。結局、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったとの文部科学大臣の判断（理由②）が是認されるのであれば、本件省令改正と本件不指定処分との先後関係や、本件省令改正の有効性のいかににかかわらず、本件不指定処分が違法とされる余地はなくなり、控訴人らの請求は理由がないことに帰することとなる。

(3) 前記5(1)で述べたような本件不指定処分に至る検討の経緯を踏まえれば、理由②こそが本件不指定処分の主たる理由と位置づけられるべきものであるが、前記(2)で述べたような理由②の訴訟上の攻撃防御方法としての性格を踏まえても、やはり理由②が本件不指定処分の主たる理由として位置づけられるべきものである。この点、東京高等裁判所平成30年10月30日判決（以下「東京高裁判決」という。乙第167号証）が、「審査会の審査、文部科学省内における検討状況、異議申立てにおける決定書の説明等を踏まえると」、「合理的にみれば、本件不指定処分の理由は、理由②であると認めるのが相当である」（49ページ）と判示していること、原判決が、「そもそも本件規程13条に適合するとは認めるに至らないとした文部科学大臣の判断（本件理由②）に裁量権の逸脱・濫用が認められないのであれば、仮に本件省令改正が違法であったとしても、原告らに対して就学支援金は支給さ

れないこととなるのであるから、本件不指定処分の違法性を検討する上では、本件理由②の判断が文部科学大臣の裁量権の範囲を逸脱・濫用したものといえるかを判断すれば足り、ハ規定削除を理由とする本件処分（本件理由①）の違法性について判断する必要は認め難い。」（原判決71ページ）と判示しているのも、被控訴人と同様の理解に基づくものと考えられ、もとより正当なものである。（なお、東京高裁判決は、令和元年8月27日付けで、上告棄却及び上告不受理決定がなされ、確定している〔乙第168号証〕。）

- (4) そうであるところ、本件において、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした文部科学大臣の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるものと認められないことは、原審において繰り返し主張し、後記第5（28ページ以下）でも改めて述べるとおりであって、控訴人らの請求に理由がないことは、以上のみからしても明らかであるといえる。

#### 7 本件省令改正（ハ規定削除）及び理由①を理由とする本件不指定処分の違法性についての控訴人らの主張に理由がないこと

- (1) なお、控訴人らは、ハ規定の削除及び理由①を理由とする本件不指定処分によって、人格権、民族教育を受ける権利、適正な手続を受ける権利等が侵害され、就学支援金の不支給とは別個独立の損害が生じたのであるから、本件省令改正（ハ規定削除）及び理由①を理由とする本件不指定処分の違法性につき判断を回避した原判決は不当であると主張する（控訴理由書第2の2・18ないし24ページ）。

- (2)ア しかしながら、本件省令改正は、後記第4（17ページ以下）で詳述するとおり、支給法の委任の趣旨を逸脱するものではなく、もとより適法であって、ハ規定の削除及び理由①を理由とする本件不指定処分が違法であることを理由とする控訴人らの主張には理由がない。

イ また、本件省令改正が、九州朝鮮中高級学校の教育内容を理由としてなされたものではなく、また、外交的・政治的理由によってなされたもので



はないことは、後記第4の6及び7（25ページ以下）で詳述するとおりであり、この点からも、控訴人らの主張には理由がない。

ウ さらに、本件省令改正は、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校に対して新たな義務を課したり、既存の権利を奪うようなものでなく、各朝鮮高級学校において従来と同様の態勢の下で従来どおりの教育活動を行うことを何ら妨げるものではないから、本件省令改正によって、控訴人らが主張する何らかの権利等に対する侵害があったとはいえない。

エ 適正な手続を受ける権利については、控訴人らが「適正な手続」として何を想定しているのか不明であるが、審査会による検討を含む本件省令改正及び本件不指定処分の検討過程において、その適正性を疑わせる事情がないことは後記第4の3（19ページ）のとおりであり理由がない。

オ また、控訴人らは、本件省令改正によって、将来にわたっても就学支援金を受け取ることができなくなった（受給に対する期待権の侵害）とも主張する（控訴理由書第3の4(1)イ・63ページ）。

しかしながら、かかる主張に理由がないことは、既に原審における被告第13準備書面第4の2（9ないし11ページ）で述べたとおりであり、原判決84ページにおいて正当に判示されたとおりである。

(3) 控訴人らは、本件省令改正及び本件不指定処分の理由が理由①であった場合には、それによって控訴人らに別個の損害が生ずると主張するものようであるが、そのような控訴人らの主張に理由がないことは上記(2)のとおりであるし、結局のところ、理由②を理由とする本件不指定処分が適法であれば、控訴人らの主張する何らかの権利等が違法に侵害されることにはならないのであるから、かかる控訴人らの主張に理由はないというべきである。

**第4 本件省令改正（ハ規定削除）は、授権法である支給法の委任の趣旨を逸脱したものでなく、適法・有効であること**

## 1 控訴人らの主張

控訴人らは、本件省令改正に至る経緯を述べた上で（控訴理由書第2の3(2)及び(3)・24ないし31ページ）、本件省令改正が支給法の委任の趣旨を逸脱・濫用したものであること（同(4)ア・31及び32ページ）、本件省令改正が九州朝鮮中高級学校の教育内容を理由としてなされたものであること（同イ・32ないし34ページ）、本件省令改正が政治・外交上の配慮を理由としてなされたものであること（同ウ・34及び35ページ）を理由に、本件省令改正が違法であるとし、本件省令改正によって、控訴人らは民族教育を受ける権利や人格権、法的保護に値する内心の静穏な感情を侵害され、精神的損害を被ったと主張する（同エ・36ページ）。

## 2 本件省令改正（ハ規定削除）によって控訴人らの権利が侵害されたとする主張に理由がないこと

控訴人らは、本件省令改正自体が違法であり、それによって控訴人らが主張する「民族教育に対する権利ないし人格権」や、法的保護に値する内心の静穏な感情を侵害されたと主張するようである（控訴理由書第2の3(4)エ・36ページ）。しかしながら、原判決も指摘するとおり（原判決84ページ）、訴状別紙原告目録によれば、本件省令改正日である平成25年（2013年）2月20日時点で、既に九州朝鮮中高級学校を卒業している者も含まれていると考えられ、それらの者との関係で、本件省令改正がいかなる意味において権利を侵害したといえるのかは不明である。この点をおくとしても、本件省令改正は、各朝鮮高級学校において従来と同様の体制の下で従来どおりの教育活動を行うことを何ら妨げるものではないから、これによって控訴人らが主張する何らかの権利等を侵害するものでないことは既に前記第3の7(2)ウ（17ページ）で述べたとおりである。

さらに、九州朝鮮中高級学校は、本件申請について平成25年2月20日付けで理由①及び理由②を理由として、本件不指定処分を受けていたのであるが、

後記第5（28ページ以下）で詳述するとおり、理由②を理由とする本件不指定処分は是認され適法と評価されるもので、いずれにせよ控訴人らは支給法に基づく就学支援金の受給を受けることができなかつたのであるから、本件省令改正によって、控訴人らが主張する何らかの権利等が侵害されたということとはできない。

このように、本件省令改正によって控訴人らの権利が侵害されたとの主張に理由がないことは明らかであるが、以下では、念のため、まず、控訴人らの主張する本件省令改正に至る経緯が誤りであることを述べる（後記3）。

そして、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱するか否かを判断するに当たり、所管大臣の主観的事情は無関係であることについて述べた上（後記4）、ハ規定を削除する本件省令改正が授権法である支給法の委任の趣旨を逸脱せず、適法であることを述べる（後記5）。

その上で、本件省令改正（ハ規定削除）が、九州朝鮮中高級学校の教育内容を理由としてなされたものではないことを述べ（後記6）、本件省令改正が、政治的外交的理由によりなされたなどという控訴人らの主張が誤りであることについて述べる（後記7）。

### 3 本件省令改正に至る経緯についての控訴人らの主張が誤りであること

本件省令改正（ハ規定削除）に至る経緯についての控訴人らの主張（控訴理由書第2の3(2)・24ないし29ページ）は、原審における原告準備書面(3)及び原告準備書面(10)第2（5ないし11ページ）を再度述べるものであり、これらの控訴人らの主張に対しては、既に原審における被告第3準備書面及び被告第5準備書面第3の1（25ないし27ページ）で反論したとおりである。控訴人らの主張する経緯自体に、事実の認識及び評価の点に種々誤りが含まれているものというほかない。

### 4 委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断に当たり、政治的外交的理由などという所管大臣の主観的事情は無関係であること

(1) 委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断枠組みについて

原審における被告最終準備書面第3の2(2)(33ページ)で述べたとおり、委任命令が授権規定の委任の範囲内といえるか否かについての考慮要素は、①授権規定の文理、②授権規定が下位法令に委任した趣旨、③授権法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性、④委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等が挙げられるとされており(岡田幸人・最高裁判所判例解説民事篇平成25年度19及び20ページ)、所管大臣の主観的判断を殊更に採り上げることは、考慮要素として通常想定されていない。

(2) 委任命令が法の委任の範囲を逸脱するか否かに関する主要な最高裁判決

そこで、次に、委任命令が授権規定の委任の範囲内といえるか否かが問題とされ、それが否定された主要な最高裁判決を概観し、委任命令が授権法の委任の範囲内か否かについて、所管大臣の主観的判断の位置づけについて検討する。

ア 最高裁平成25年1月11日第二小法廷判決・民集67巻1号1ページ

本事案は、店舗販売業者が店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(郵便等販売)を行う場合には一定の医薬品の販売又は授与を行うことができない旨及び上記一定の医薬品の販売若しくは授与又は情報提供はいずれも有資格者との対面により行わなければならない旨を定めた薬事法施行規則が、授権法である薬事法の委任の範囲外の規制を定めるものであり違法であるなどとして争われた事案である。

本判決は、授権法である薬事法は、文理上は郵便等販売の規制並びに店舗における販売、授与及び情報提供を対面で行うことを義務付けていないことはもとより、その必要性についても明示的に触れているわけでもなく、医薬品に係る販売又は授与の方法等の制限について定める規定も、郵便等販売が違法とされていなかった旧法当時から実質的に改正されていないこ

と、授權法である薬事法の他の規定中にも、店舗販売業者による一般用医薬品の販売又は授与やその際の情報提供の方法を原則として店舗における対面によるものに限るべきであるとか、郵便等販売を規制すべきであるとの趣旨を明確に示すものは存在しないことなどを指摘し、上記各規定は授權法の趣旨に適合するものではなく、委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である旨判示した。

イ 最高裁平成21年11月18日大法廷判決・民集63巻9号2033ページ

本事案は、地方自治法施行令が、自治体の議員の解職請求制度において、公職選挙法の規定を準用することにより、公務員が議員の解職請求代表者となることができないとしていることが、自治体の議員の解職投票手続に公職選挙法の規定を準用する地方自治法85条1項の委任の範囲を逸脱するなどとして争われた事案である。

本判決は、「地方自治法は、議員の解職請求について、解職の請求と解職の投票という二つの段階に区分して規定しているところ、同法85条1項は、公選法中の普通地方公共団体の選挙に関する規定を地方自治法80条3項による解職の投票に準用する旨定めているのであるから、その準用がされるのも、請求手続とは区分された投票手続についてであると解される。このことは、その文理からのみでなく、①解職の投票手続が、選挙人による公の投票手続であるという点において選挙手続と同質性を有しており、公選法中の選挙関係規定を準用するのにふさわしい実質を備えていること、②他方、請求手続は、選挙権を有する者の側から当該投票手続を開始させる手続であって、これに相当する制度は公選法中には存在せず、その選挙関係規定を準用するだけの手続的な類似性ないし同質性があるとはいえないこと、③それゆえ、地方自治法80条1項及び4項は、請求手続について、公選法中の選挙関係規定を準用することによってではなく、地

方自治法において独自の定めを置き又は地方自治法施行令の定めを委任することによってその具体的内容を定めていることから、うかがわれるところである。したがって、地方自治法85条1項は、専ら解職の投票に関する規定であり、これに基づき政令で定めることができるのもその範囲に限られるものであって、解職の請求についてまで政令で規定することを許容するものということとはできない」とし、公務員が議員の解職請求代表者となることができないとする地方自治法施行令は「地方自治法85条1項に基づく政令の定めとして許される範囲を超えたものであって、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効と解するのが相当」と判示した。

ウ 最高裁平成14年1月31日第一小法廷判決・民集56巻1号246ページ

本事案は、児童扶養手当法施行令が、児童扶養手当の対象となる児童の一類型として、「母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童（父から認知された児童を除く。）」と規定していたことについて、父から認知された児童を除くとする括弧部分部分が違憲、違法であるなどとして争われた事案である。

本判決は、児童扶養手当法4条1項各号による支給対象児童は、世帯の生計維持者としての父による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童（母と婚姻関係にあるような父が存在しない状態又は児童の扶養の観点からこれと同視することができる状態にある児童）を類型化しているものと解され、法律上の父の存否のみによって類型化する趣旨でないことは明らかであるところ、認知は、それによって世帯の生計維持者としての父が存在する状態になるわけでも通常父による現実の扶養を期待することができるともいえないから、婚姻外懐胎児童を支給対象児童としてい

る委任命令（児童扶養手当法施行令1条の2第3号）のうち父から認知された児童を除外する部分（同号括弧書）はその限りで無効である旨判示した。

エ 最高裁平成3年7月9日第三小法廷判決・民集45巻6号1049ページ

本事案は、未決勾留により拘禁された者と14歳未満の者との接見を許さないとしていた監獄法施行規則に基づき、当時10歳の義理の姪との接見を不許可とされた未決拘禁者が、国賠法に基づき慰謝料を請求するなどした事案である。

本判決は、監獄法45条（在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス）は、一般市民としての自由が保障される被勾留者と外部の者との接見を原則として許した上で、逃亡又は罪証隠滅のおそれが生ずる場合等に必要の限度で合理的な制限を加え得るとしているにすぎず、同法50条に基づく委任命令（監獄法施行規則）によって面会の態様のみならず許可基準自体を変更することは許されないとし、未決勾留により拘禁された者と14歳未満の者との接見を許さないとする限度において、同法50条の委任の範囲を超え、無効である旨判示した。

オ 小括

上記各最高裁判決を始め、同様の点が問題となった事案における他の判決をみても、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断は、授権規定の文理、授権規定が下位法令に委任した趣旨、授権法の趣旨・目的及び仕組みとの整合性等によってされており、かかる判断に当たって、所管大臣の主観的判断を問題にしたものは皆無である。

- (3) 委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断に当たり、所管大臣の主観的判断は無関係であること

以上を踏まえて、委任の範囲に係る判断枠組みにおける所管大臣の主観的

判断の位置づけについてふえんして述べると、授権規定の文理、委任の趣旨、授権法の趣旨、目的等に照らして、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱しないと判断される場合には、所管大臣の主観いかににかかわらず、当該委任命令は授権法の委任の趣旨を逸脱しないものとして適法、有効であるし、授権規定の文理、委任の趣旨、授権法の趣旨、目的等に照らして、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱していると判断される場合には、所管大臣の主観いかにを問題とするまでもなく、当該委任命令は授権法の委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効となるのである。

5 本件省令改正は、委任の趣旨を踏まえてされたものであり、支給法の委任の趣旨を逸脱しておらず、適法・有効であること

原審における被告最終準備書面第3の2(4)(35及び36ページ)などでも繰り返し述べたとおり、審査に限界があり問題性が明らかとなった規定についてこれを放置せずに削除することは、支給法の適切な運用を担う文部科学大臣に課された責務であって、その専門技術的な裁量の範囲内であることは当然である。

本件では、各朝鮮高級学校の審査の過程で、基準適合性の審査に限界があり、ハ規定の存在自体に問題があることが明らかになった上、教育行政に通曉する文部科学大臣において、各朝鮮高級学校のほかにハ規定に基づく申請をする学校がないと判断し得たことから、本件省令改正を行ったものである。控訴人らは、被控訴人による本件省令改正（ハ規定削除）は、支給法の意義を無視する暴挙であると主張するが（控訴理由書第2の3(4)ア・31及び32ページ）、既に述べたとおり、そもそも、ハ規定のような包括的な条項を設けるか否かも含めて、支給対象校をいかに定めるかについては、行政機関の専門技術的知見に基づく判断に委ねられたと解するのが、支給法の趣旨に合致するのであって、ハ規定を削除せずに存続させておくことが支給法上求められているわけではなく、控訴人らの主張には理由がない。



また、ハ規定を削除する本件省令改正は、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校に対して新たな義務を課したり既存の権利を奪うようなものではなく、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校において従来と同様の態勢の下で従来どおりの教育活動を行うことを何ら妨げるものではない。

したがって、本件省令改正が支給法の委任の趣旨を逸脱しないことは明らかである。

6 本件省令改正が九州朝鮮中高級学校の教育内容を理由としてなされたものではないこと

(1) 控訴人らは、原審においても、原告準備書面(10)第3の1(10ないし16ページ)等で、本件省令改正が、九州朝鮮中高級学校の教育内容を理由としてなされたものであり、控訴人らの民族教育への権利を侵害するものである旨主張していた。

(2) しかしながら、原審における被告第1準備書面第6の3(45及び46ページ)や、被告第5準備書面第3の2(2)及び(3)(27及び28ページ)等で繰り返し述べたとおり、本件省令改正は、文部科学大臣が、各朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らないと判断し、指定に係る審査の過程において、強制的に立入り調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があると判断したが、他方、当時、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の2校以外にはハ規定による指定を求める外国人学校はなく、ハ規定を存続させる必要性もないことから行われたものである。

(3) 前記の点をおくとしても、被告第2準備書面第3の3(3)(12ページ)で述べたとおり、本件省令改正によって、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校の設立、運営を制限することにはならない。すなわち、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校は、就学支援金(基本、年間11万8800円)が受けられないこととなっても、それまでと何ら変わらず当該学校を設

立、運営することができるし、生徒もそれまでと何ら変わらず当該学校において学ぶことができるし、その授業料もこれまで自分たちが支払ってきた金額と何ら変わりはない。

(4) したがって、本件省令改正が控訴人らの民族教育への権利を侵害するものであり、違法であるとの控訴人らの主張には理由がない。

7 ハ規定の削除が外交的・政治的理由によりなされたものであるとの控訴人らの主張は、誤りであること

(1) 被告第11準備書面第5の2(3)(69及び70ページ)、被告最終準備書面第3の2(5)(36ないし38ページ)及び前記4で述べたとおり、法令の委任に基づく省令の改廃は、授權規定の文理、委任の趣旨、授權法の趣旨、目的等に照らして、委任命令が授權法の委任の趣旨を逸脱しないと判断される場合には、所管大臣の主観いかんにかかわらず、当該委任命令は授權法の委任の趣旨を逸脱しないものとして適法、有効であるし、授權規定の文理、委任の趣旨、授權法の趣旨、目的等に照らして、委任命令が授權法の委任の趣旨を逸脱していると判断される場合には、所管大臣の主観いかんにかかわらず、当該委任命令は授權法の委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効となる。

したがって、ハ規定を削除する本件省令改正が支給法の委任の趣旨を逸脱するか否かについて、外交的、政治的理由うんぬんはそもそも無関係である。

(2) なお、本件省令改正に至る事実経過に照らしても、本件省令改正は、文部科学省内でもかねてからの懸案事項であり、外交的、政治的理由によるものではなかった。

すなわち、原審における被告第11準備書面第5の2(4)(70及び71ページ)で述べたとおり、下村大臣が就任する以前から、報道等による各事情から朝鮮総聯と各朝鮮高級学校との間に「不当な支配」が疑われ、法令に基づく学校の運営が適正に行われていないのではないかとの疑念を生じさせ

る事情が多数あった。これら事実関係の有無について、各朝鮮高級学校に照会しても、その真偽が不明であり、それ以上真偽の確認もできない状態となっていた。審査会委員からも、審査に限界がある旨の意見が挙げられていた状況であった。

そのため、就学支援金にまつわる業務を所管していた望月主任視学官らは、各朝鮮高級学校について、これ以上審査を継続したところで本件規程13条の適合性を判断できるとは考えられない上、ハ規定は、適合性判断に疑念が生じる事情があっても、その事実関係の真偽を判断するための調査権限もなく、その存在自体に問題があるとの心証を持った。そして、望月主任視学官らは、就任直後の下村大臣に対し、審査の状況とともに、各朝鮮高級学校についてこれ以上審査を継続しても本件規程13条の適合性を判断できるとは考えられないこと、ハ規定の存在自体に問題があることについても説明、報告した（乙第77、78及び80号証）。下村大臣は、これら望月主任視学官らからの報告を受けて、本件不指定処分及び本件省令改正を行うこととしたものである。

以上の経過から明らかなおり、各朝鮮高級学校に対する審査の過程で、ハ規定の問題性が把握され、審査を担当する文部科学省の事務方職員においてもハ規定の削除が検討されていた。ハ規定の削除は、文部科学省内でもかねてからの懸案事項であったものについて、ハ規定の存在自体に問題があることを踏まえて行われたものである。かかる省令改正の経緯において、下村大臣の外交的、政治的意見が、殊更に省令改正の内容や方向性に影響を与えたという事情は認められないのであって、その意味においても、本件省令改正が外交的、政治的理由によるものでないことは明らかである。

## 8 小括

以上の次第であるから、ハ規定を削除する本件省令改正は、支給法の委任の趣旨を逸脱するものではなく、適法、有効であることは明らかであって、本件

省令改正が違法であるとの控訴人らの主張には理由がない。

## 第5 九州朝鮮中高級学校について本件規程13条適合性が認められないとした文部科学大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえないこと

### 1 控訴人らの主張

控訴人らは、九州朝鮮中高級学校に本件規程13条適合性が認められないとしてなされた本件不指定処分について、①文部科学大臣には本件規程13条の適合性判断について、裁量はないか、極めて限定されている、②九州朝鮮中高級学校は、本件規程13条に適合しており、文部科学大臣は指定をしなければならなかった、③仮に文部科学大臣に本件規程13条適合性について裁量権が認められるとしても、本件不指定処分には文部科学大臣の裁量権の逸脱又は濫用が認められるから、本件不指定処分は違法であるなどと主張する（控訴理由書第3の1(3)・38ページ）。

しかしながら、上記控訴人らの各主張は、いずれも、原審における主張の繰り返しであり、理由がないものである。以下では、本件規程13条適合性のあるべき判断枠組みを述べ（後記2・28ページ以下）、文部科学大臣の本件規程13条適合性判断の裁量の有無及び程度に関する控訴人らの主張に理由がないことを述べる（後記3・30ページ以下）。そして、九州朝鮮中高級学校について、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないと判断したことに裁量権の範囲の逸脱又は濫用はないことを詳論する（後記4・39ページ以下）。

### 2 本件規程13条適合性のあるべき判断枠組みについて

- (1) 被告最終準備書面第2の1(2)及び(3)ア（8ないし10ページ）において述べたとおり、我が国の教育法体系を前提とすれば、教育関係法令を解釈するに当たっては、教育基本法の理念に沿うものとして解釈する必要がある。いうまでもなく、支給法も教育関係法令であるから、支給法並びにその下位

規範である本件省令及び本件規程を解釈するに当たっても、教育関係法令の根本法たる性質を有する教育基本法の理念及び基本原則に沿わなければならないことは当然である。

そして、教育基本法、学校教育法及び支給法等の定めを前提として、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定する本件規程13条の基準に適合するというためには、少なくとも、①当該学校における教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体・機関から不当な人的、物的な支配を受けていないこと、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないことが認められることができなければならないというべきであって、これらの事実を認めることができないのであれば、本件規程13条に適合するとはいえず、当該申請は却下されるべきことになる。そして、かかる事実については、申請者においてこれを立証する責任があるというべきである。

そして、上記①ないし④に該当するか否かの評価には、教育的観点からの一定の専門的、技術的判断を要するものであり、当該判断は、文部科学行政に通暁する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているものということができる（被告第11準備書面第4の3(2)ア55ないし57ページ）。

- (2) なお、本件規程13条の要件適合性の判断について文部科学大臣に専門的、技術的な観点からの一定の裁量権が認められていることについては、原判決（78ページ）も肯定しているところであるし、また、大阪地裁判決の控訴審である大阪高等裁判所平成30年9月27日判決（以下「大阪高裁判決」という。乙第166号証34ないし42ページ）においても、同様の判断がなされ、同判決は、令和元年8月27日付け上告棄却及び上告不受理決定によって、確定した（乙第169号証）。

3 本件規程13条適合性に係る文部科学大臣の裁量の範囲についての控訴人らの各主張に理由がないこと

(1) 控訴人らは、支給法等の制定過程や目的、仕組みや、その根底にある控訴人らの教育を受ける権利等に鑑みれば、本件規程13条の適合性について、文部科学大臣に裁量は認められないか、その範囲は極めて限定されなければならないと主張する（控訴理由書第3の2(1)ア・39及び40ページ）。

しかしながら、被告第1準備書面第5の2（31及び32ページ）等で繰り返し述べてきたとおり、本件規程13条は、就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当される学校であること、教育基本法等の関係法令に則した適正な学校運営をしている学校であることを支給対象外国人学校の指定の基準としており、これらは指定要件となっているものであるが、本件規程13条の適合性判断は、その性質及び内容からしておのずと専門的、技術的検討・判断を伴うものであり、支給法案に係る国会審議の状況や、本件規程の制定経緯からすれば、まずは教育行政に通暁する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているというべきである。かかる解釈は、原判決（78ページ）においても正当に判示されており、控訴人らの主張は独自の解釈によるものというほかない。

また、控訴人らは、国際人権A規約13条2項(b)についても言及するが、支給法の解釈適用が問題となる本件不指定処分の適法性に係る司法審査について、同規約が問題とはならないことについては、既に原審における被告第5準備書面第1（4ないし13ページ）や、被告第8準備書面第2の2（9及び10ページ）において述べたとおりであるから、かかる控訴人らの主張に理由はない。

(2) 控訴人らは、原判決が文部科学大臣が本件規程13条適合性判断について「十分な確証」を求めたことが不当であると主張する（控訴理由書第3の2(1)イ(ア)・40及び41ページ）。

しかしながら、一般に財政支出を伴う給付や補助については、要件を全て満たした場合に初めて給付や補助が行われるものであり、支給法に基づく支給対象外国人学校の指定処分は、文部科学大臣が支給法2条1項5号及びハ規定を受けた本件規程の要件を全て充足していると認められると判断した場合に初めてなされるものである。

そして、九州朝鮮中高級学校について、文部科学大臣において、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることや、学校の運営が法令に従って適正に行われることについて懸念がある場合、すなわち「十分な確証」を得ることができないのであれば、指定の要件を充足しないのだから、不指定処分を行うことになるのは当然のことである。

これについて、原判決は、公安調査庁の調査や、国会答弁の内容、各種報道等の調査資料や審査会の意見等を踏まえて、九州朝鮮中高級学校に就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることや、学校運営が法令に従った適正なものであることについて十分な確証を得ることができなかったことについて十分に検討した上で、文部科学大臣の判断は不合理なものということとはできない旨判示しており（原判決79及び80ページ）、正当である。

- (3) 控訴人らは、支給法2条1項5号括弧書き及びハ規定における「高等学校の課程に類する課程」の「課程」について、教育指導要領上の教育課程と同義と解するのが適切であり、「高等学校の課程に類する課程」とは、教育内容、学校の組織及び運営体制を含まず、客観的・外形的な要件について検討判断することができる範囲にとどまると解するべきであると主張する（控訴理由書第3の2イ(ウ)・42及び43ページ）。

しかしながら、支給法2条1項5号は、支給法の対象となる学校について、「…各種学校…のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」として、ハ規定を定めているところ、原審における被

告第11準備書面第2の3(2)(17ないし20ページ)及び被告最終準備書面第2の1(3)ア(9及び10ページ)及び(4)ア(7)(12及び13ページ)で述べたとおり、教育基本法が他の全ての教育関係法規の基本法たる性質を有し、全ての教育関連法規は教育基本法に定められた基本的理念を実施するための法律として解釈されるべきであり(昭和51年最高裁判決参照)、教育関係法令の下で設置された学校で行われる教育の内容はもとより、支給法が前提とするような金銭の出納を含めた学校運営全般についても、教育基本法の定める教育の理念や基本原則に適合するものであることが求められるというべきである。

以上を前提とすると、支給法2条1項5号及びハ規定における「高等学校の課程に類する課程」とは、教育指導要領上の教育課程と同義と解するべきではなく、当該高等学校の教育内容や運営が教育基本法の理念及び基本原則に沿ったものであることを含意するものといえる。本件規程13条が、「高等学校の課程に類する課程」を有するか否かを判断するための基準として、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定し、これに該当しない場合には「高等学校の課程に類する課程」の要件を満たさないとするのも、このような理解に基づくものといえる。

また、このことは、学校教育法66条は「中等教育学校の課程は、これを前記3年の前記課程及び後期3年の後期課程に区分する。」と定めており、同法の解釈として『課程』とは、学校が提供し、生徒等が履修すべき体系化された教育そのものを指すものである」とされていること(乙第39号証)、また、同法128条4号が「目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱」として、明らかに「課程」と「教育課程」という語句を使い分けており、高等学校に関する規定である同法52条から54条の定めを見ても、「課程」と「教育課程」とを使い分けられていることから明らかである。



したがって、支給法2条1項5号及びハ規定の「高等学校の課程」とは、教育指導要領上の教育課程に限らず、広く内容、学校の組織及び運営体制も含むものといえるため、控訴人らの主張には理由がない。

- (4) 控訴人らは、本件規程13条において定められている「債権の弁済への確実な充当」について、授業料債権への確実な充当は制度上担保されており、また、事前に要件適合性を審査できるものでもないから、独立の要件ではなく、仮に独立の要件であると解しても、制度上、確実な充当が予定されており、それが実際に行われているかは支給後の資料提出によって確認する制度となっており、その判断に専門的技術的判断を要するものではなく、また、支給法は私立高等学校等の生徒等の受給権として規定されており、その司法的救済の必要性は高いといえるから、文部科学大臣の裁量は認められないと主張する（控訴理由書第3の2(2)・43ないし45ページ）。

しかしながら、被告第8準備書面第4の3（25ないし27ページ）や、被告第11準備書面第2の3(2)ウ（19ページ）で述べたとおり、本件規程13条は、法令に基づく学校の運営を適正に行うことの例示として、「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」を挙げているところ、支給法は、国費の支出を伴う制度であり、教育支援の美名の下に教育基本法を始めとする教育関係法令の趣旨に反してこれが浪費されることは、到底許されるべきものではない。支給法8条も、「支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。」として、いわゆる代理受領制度を導入しているところ、これは、支給した就学支援金が他に流用されることなく個々の生徒の授業料債権に確実に充当されることを期することにその趣旨があり、上記のような理解を前提とするものである。そうである以上、このような弁済に確実に充当されないのであれば、かかる学校運営は、もはや「高等学校の課程に類する課程」を有するものとして、国費を支

出するにふさわしいものとはいえないことを意味する。

したがって、本件規程13条により、授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営が適正に行われているというためには、支給した就学支援金が生徒等の授業料に係る債権に確実に充当され、これが外部機関に流出するおそれがないことが求められる。

このような支給法の仕組みからすると、支給法は、就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料に係る債権に確実に充当されることを要請しているのであって、設置者によって他に流用されるおそれが否定できないにもかかわらず就学支援金を支給することを許容するものではない。よって、「債権の弁済への確実な充当」が独立の要件でないとは到底いうことができない。

また、本件規程16条1項は、文部科学大臣が指定教育施設の設置者に対して、毎年、授業料に係る債権の弁済に充当されていることが確認できる書類の提出を求めることを定めているが、この規程があることによって、「債権の弁済への確実な充当」を事後的に確認する制度設計をしているとも到底いうことができない。

そして、支給法8条は、「支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。」と規定しており、「受領」した就学支援金を授業料に係る債権の「弁済に充てる」ことを前提としているところ、就学支援金を受領したにもかかわらず、これが授業料に係る債権に充当されずに他に流用された上、生徒等からは従前どおり授業料を徴収するなどの事態も含めて、授業料に係る債権の弁済に確実に充当されない「おそれ」や「懸念」があり得るのであり、かかる「おそれ」や「懸念」についても、教育行政に通暁する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられるものであるから、文部科学大臣の裁量が認められないということとはできない。

よって、「債権の弁済への確実な充当」が要件として不要であるとか、か

かる要件について文部科学大臣の裁量が認められないとの控訴人らの主張は独自の解釈によるものというほかなく、失当である。

なお、私立高等学校等の生徒等が就学支援金の支給を受けるには、その在学する高等学校等の設置者を通じて、当該私立高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない（支給法5条）、かかる認定を受ける以前に受給権があると解することはできない。よって、支給法が、就学支援金を私立高等学校等の生徒等の受給権として規定しているとの主張にも理由がない。

- (5) 控訴人らは、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及び 코리아国際学園の審査において、①理事会が開催されていること、②財務諸表が作成されていること、③直近5年間で法令違反を理由とする指導勧告を受けていないことの三つの要件を充足すれば、法令に基づく適正な学校運営がなされていると判断されているのだから、九州朝鮮中高級学校の審査においても、3要件を充足すれば、「法令に基づく適正な運営」がなされている又は適正な学校運営がなされていると事実上推定されるべきであるなどと主張する（控訴理由書第3の2(3)ア・45ないし47ページ）。

しかしながら、被告第2準備書面第5の1(2)（27及び28ページ）で述べたとおり、そもそも、本件規程13条の要件は、「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」というものであり、控訴人らが主張する①理事会が開催されていること、②財務諸表が作成されていること、③直近5年間で法令違反を理由とする指導勧告を受けていないことは、要件そのものではない。

そして、文部科学大臣は、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及び 코리아国際学園については、「不当な支配」の存在をうかがわせ

る外部からの指摘もなく、「適正な学校運営」について特段の疑念を抱くような要素がなかったこと、私立学校法に基づく理事会の開催、財務諸表の作成等が行われていること、当該教育施設を所管する都道府県に対し直近5年間において法令違反を理由とする指導・勧告等を受けたことがないことを確認し（乙第42及び第43号証）、本件規程13条の要件に適合すると判断し、確認的に留意事項を付して指定処分をした。もちろん、上記2校についても、適正な学校運営がされていないと疑われる事情等が認められれば、要件を充足しているか否かの確認の程度も朝鮮高級学校と同程度になっていたものである。しかしながら、上記2校については、そのような事情がなかった。審査の基準は同じでも、各申請学校によって要件充足に関する事情が異なる場合に、その事情に応じて確認の程度が異なるのは当然のことである。

よって、九州朝鮮中高級学校が、上記3要件を充足していると認められれば、法令に基づく適正な学校運営がなされていると事実上推定されるとは到底いうことができないし、本件規程13条の適合性判断に係る審査において、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園との比較で、朝鮮高級学校についてのみ要件を加重したという事実もない。

よって、控訴人らの主張には理由がない。

- (6) 控訴人らは、本件規程13条の「法令」に、教育基本法16条1項の「不当な支配」を読み込むことは不当であるし、仮に読み込むとしても、「不当な支配」の判断についての文部科学大臣の裁量権はないか、極めて限定されるべきであると主張する（控訴理由書第3の2(3)イ・47ないし49ページ）。

しかしながら、被告第2準備書面第5の2(2)及び(3)・28ないし30ページで述べたとおり、支給法は、高等学校の課程に類する課程の履修を含む適正な学校運営を求める学校教育法や私立学校法の規定ないしその趣旨に違反する各種学校を就学支援金支給の対象学校とすることを許容するもので

はなく、本件規程13条の適合性判断において、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無の確認が必要であることについては、支給法の国会審議、検討会議の報告において、就学支援金の支給対象となる高等学校等の指定に際して、学校教育法その他の関係法令に基づく適正な学校運営がされていることを考慮することが十分に検討されていたことから明らかである。

上記のような国会審議等を経て、支給法及び本件省令が公布、施行され、これを受けて策定された本件規程13条において、教育基本法等の関係法令に基づく適正な運営がされている学校であることが支給対象外国人学校の指定の基準の一つとして定められたのであるから、文部科学大臣が指定要件を充足するか否かを判断するに当たって「不当な支配」（教育基本法16条1項）の有無を考慮することは、それまでの国会審議の状況と何ら矛盾するものではないし、支給法の趣旨に反するものでもない。

なお、文部科学大臣が本件規程を策定する際に基本とした平成22年8月30日付け「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」（甲第11号証）は、支給対象外国人学校の指定について、上記の政府の統一見解に留意しながら、「専門的な見地から、『高等学校の課程に類する課程』として満たすべき『基準』や『手続』、『高等学校の課程に類する課程』を審査する体制や方法等について、報告を行った」もの（同号証18ページ）であり、同報告書を作成した検討会議の中においても、教育基本法等の法令に基づく適正な学校運営がされていることを満たすべき基準とすることについては、専門的な見地から十分に検討されていた。

その結果、被告第1準備書面第4の4(2)（27及び28ページ）でも述べたとおり、上記報告書では、基準のポイントの一つとして「法令に基づく適正な学校運営」が挙げられ、「就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、各校が就学支援金の管理を適正に行うとともに、これらの関係法令（引用者注：学校教育法、私立学校法など）の諸規定を遵

守していることは当然であり、『高等学校の課程に類する課程を置くもの』に求められる基準において、就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われることを改めて求めることが適当である。」とされ（甲第11号証・8ページ）、基準の項目の一つとして「就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われていること。」が挙げられた（同12ページ）。また、検討会議においても、「就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が重要」との意見が出された（乙第5号証の1・6ページ）。

このような検討会議を経て、本件規程13条において、教育基本法等の関係法令に基づく適正な運営がされている学校であることが就学支援金の支給対象外国人学校の指定の基準の一つとして定められたのであるから、文部科学大臣が指定要件を充足するか否かを判断するに当たって「不当な支配」の有無を考慮することは、支給法の制定過程に反するものではない。

また、控訴人らは、大阪地裁判決が「不当な支配」の判断を「文部科学大臣の裁量に委ねられるべきものとする」とすることは、その裁量的判断を通じて教育に対する行政権力による過度の介入を容認することになりかねず、教育基本法16条1項の趣旨に反する」（甲A第160号証86ページ）と判示した部分を引用し、このことから文部科学大臣の裁量権は否定されると述べるが（控訴理由書第3の2(3)イ(イ)・49ページ）、原審における被告第11準備書面第4の3(2)ウ(イ)（59及び60ページ）で述べたとおり、大阪地裁判決は昭和51年最高裁判決（いわゆる旭川学力テスト事件）を引用しているところ、本件で問題となっているのは、行政権力による教育への介入ではなく、朝鮮総聯との密接な関係や、朝鮮総聯による「不当な支配」の有無であるから、昭和51年最高裁判決の趣旨は、行政権力による「不当な支配」がそもそも問題となっていない本件には妥当しない。したがって、大阪地裁

判決の前記判示についても、本件に妥当しない行政権力による「不当な支配」を前提としている点で誤りであって、控訴人らの主張には理由がないというべきである。

4 九州朝鮮中高級学校について、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないと判断したことに裁量権の範囲の逸脱又は濫用はないこと

(1) 被告最終準備書面第2の3(17ないし29ページ)等において述べたとおり、朝鮮総聯は反社会的組織としての側面を有することが強く疑われる団体であるところ、九州朝鮮中高級学校については、朝鮮総聯との関連において、以下で述べる事情からすれば、前記2(1)で挙げた①ないし④の要件を充足することについて強い疑念を生じさせる事実があったといえることができる。

ア すなわち、まず、朝鮮総聯が各朝鮮高級学校との間で人事面において密接な関係を有していることは、公安調査庁や警察庁幹部による国会答弁で再三にわたり指摘されているところであるところ(乙第34号証)、愛知朝鮮中高級学校においては、学校法人愛知朝鮮学園の代表者自身が、朝鮮総聯愛知県本部教育部長、朝鮮総聯愛知県本部副委員長、朝鮮総聯の傘下団体である愛知県教育会の会長を歴任しているなど(乙第144号証29ないし31ページ)、朝鮮総聯と人事面において極めて密接な関係を有していることは疑いがない。

また、朝鮮高級学校で使用されている全ての教科書は朝鮮総聯の事業体である「学友書房」から出版されており(乙第104号証の1ないし第139号証の2)、教科書の記載自体からも、朝鮮総聯と朝鮮高級学校が密接な関係を有していることが明確に記載されている(乙第41号証、乙第143号証の1及び2)。さらに、朝鮮総聯の議長が、再三にわたり、各朝鮮高級学校において北朝鮮の指導者の遺訓を忠実に実施することや、朝鮮大学校への進学指導活動に朝鮮高級学校が一丸となって取り組むなどと

宣言しているなどの事情も認められる（乙第140号証の1及び2ないし第142号証の1及び2）。

そして、朝鮮高級学校が使用している現代朝鮮歴史、社会、国語、音楽、朝鮮文学などの科目の教科書（乙第145号証の1ないし第150号証の2）には、過去から現在に至るまでの北朝鮮の指導者やその国家体制を賛美、礼賛し、絶対的な価値として崇める記載が多々ある。

このように、朝鮮高級学校は、反社会的組織としての側面を有する疑いが強い朝鮮総聯と極めて密接な関係を有しており、その教育内容も、北朝鮮の指導者やその国家体制を唯一絶対の価値として賛美、礼賛するものであることは明らかである。

イ さらに、朝鮮総聯との関係に係る照会に対する九州朝鮮中高級学校からの回答（乙第8号証）には、九州朝鮮中高級学校の教職員や生徒が、客観的には、朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮人教職員同盟（以下「教職同」という。）や朝青に加入し、活動していることがうかがわれる記載があった。なお、愛知朝鮮中高級学校においては、生徒全員が朝青に加盟しているところ（乙第144号証40ページ）、公安調査庁作成の平成22年1月の「内外情勢の回顧と展望」（乙第31号証14ページ）には、朝鮮総聯が朝鮮高級学校の生徒を朝鮮総聯の傘下団体である朝青に所属させ、思想教育を行っているなどという記載があり、また、東京都の学校法人東京朝鮮学園に関する報告書（乙第41号証17ページ）によると、朝青のホームページに掲載されていた「朝青規約」には、「朝青は、自己の全ての事業を総聯の指導の下に進める。」などという記載がある。さらに、朝青の機関誌（乙第155号証、乙第156号証の1及び2）からは、朝青の組織の活動において北朝鮮を訪問して指導者を礼賛するなどしており、北朝鮮の指導者の偉大さなどを喧伝するなどしていることがうかがわれる。



また、教職同についても、愛知朝鮮中高級学校の校長は必ず教職同に加盟し、役員となっているところ（乙第144号証33ページ）、上記公安調査庁作成の「内外情勢の回顧と展望」（乙第31号証14ページ）には、朝鮮総聯が教職同を通じて思想教育を行っている旨の記載がされている。

ウ 以上に加えて、朝鮮総聯のホームページには、朝鮮高級学校が朝鮮総聯の支配下にあるとか、朝鮮総聯が朝鮮高級学校を始めとする各朝鮮学校を「管下」として、その運営等を行っている旨が記載されていたこと（乙第23号証2ページ、乙第160号証）、国内外の新聞報道においては、朝鮮高級学校の不適切な財政運営、北朝鮮や朝鮮総聯との適正さを欠いた結びつきといった本件規程13条適合性や調査の実効性に疑いを生じさせる事実が繰り返し報道されていたこと（乙第24号証の1ないし5、乙第33号証の1及び2、乙第152号証の1及び2）、その他、上記に掲げた以外の公安調査庁の「内外情勢の回顧と展望」における記載（乙第28ないし第31号証）、朝鮮総聯に対する公安調査庁長官や警察庁警備局長による国会答弁（乙第34号証）、関係団体からの申入れ書等の記載（乙第26号証、乙第27号証の1及び2）、上記東京都の学校法人東京朝鮮学園に関する報告書（乙第41号証）の記載、本件アンケート結果（乙第55及び第56号証）等の原審において被控訴人が主張立証した各事実関係に照らせば、九州朝鮮中高級学校が、前記2(1)の①ないし④を充足するについて強い疑念を生じさせる事実があったというほかない。

エ なお、控訴人らは、控訴理由書第3の3(3)ア（52及び53ページ）において、公安調査庁の資料を用いることの不当性について述べるが、被告第11準備書面第4の2(3)（35及び36ページ）において述べたとおり、公安調査庁は、法務省設置法26条及び29条並びに公安調査庁設置法に基づいて設置された破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求等を行い、もって公共の安全の確保を図るこ

とを任務とする行政機関である（公安調査庁設置法3条）。公安調査庁は上記任務の遂行として朝鮮総聯等に対する調査を行い、かかる調査に基づいて公安調査庁長官が国会答弁を行い、国内外の諸情勢を『内外情勢の回顧と展望』に取りまとめて公表しているのである。破壊活動防止法に基づく調査を行って公共安全を確保することを任務とする国家機関が収集した情報に基づいて行われた国会答弁又は発表された内容を軽視することができないことは当然であり、むしろかかる機関の情報は高度の信頼性を有するといふべきである。また、警察庁幹部による国会答弁も、公共安全と秩序を維持するために警察機関が朝鮮総聯と朝鮮高級学校との関係について収集した情報に基づいて、公の国家機関としてその実態を述べたものであり、公安調査庁の情報と同様、高度の信用性を有するといふべきであって、これを軽視することができないことはいうまでもない。原判決（79ページ）も、この点について、「公安調査庁が法務省設置法29条及び公安調査庁設置法等の法律によって設置された国家機関であり、一定の調査、分析能力を備えた組織であると考えられることに照らせば、文部科学大臣において、これらの資料や国会答弁の内容に一定の信を置くことは不合理的とはいえない。」と判示しているところである。

オ また、控訴人らは、本件規程13条適合性の判断において、報道や、民団等各団体の申入書を基礎とするべきではなかったと主張する（控訴理由書第3の3(3)エ・54及び55ページ）。

しかしながら、被告第11準備書面第4の2(2)（34及び35ページ）で述べたとおり、少なくとも、新聞報道等によって、朝鮮総聯と朝鮮高級学校との間に不適切な関係があることの疑念が生じることは明らかであるし、同準備書面第4の2(4)ス（51および52ページ）で述べたとおり、民団等の申入書のうち、少なくとも「朝鮮学校の学校運営及び教育は朝鮮総聯の指導を通じて北朝鮮政府の完全なコントロール下にある」旨の記載

(乙第27号証の1及び2)については、公安調査庁「内外情勢の回顧と展望」で同様の趣旨が再三指摘されている上、朝鮮総聯自身はそのホームページ上で標榜しているものであり、その内容に信用性がないといえないことは明らかである。

よって、控訴人らの主張には理由がない。

カ また、控訴人らは、支給法の審査過程において、教育内容に立ち入った審査を行うことは予定されていなかったとして、審査会において、教育内容に立ち入って判断をしていることが不当であり、そのような審査会の意見を参照している原判決は不当であるなどと主張する(控訴理由書第3の3(3)エ(ウ)・56ないし60ページ)。

しかしながら、検討会議は、ハ規定に定める外国人学校の該当性についての判断の基準、方法等について検討するため、平成22年5月26日から同年8月19日までの間、5回にわたり、教育の専門家等が委員となって構成された諮問機関であるところ、検討会議の報告においては、ハ規定に基づく指定に当たり、「各教科等における個々の具体的な教育内容」を「高等学校の課程に類する課程であるかどうかの判断の基準とするものではないものとする」とされているが、この趣旨は、「民主的で文化的な国家を更に発展させる」(教育基本法前文)、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」(同法1条)、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」(同法2条5号)といった教育基本法の理念に適合しない教育内容を実施する外国人学校さえも就学支援金支給対象学校とすることを是認するものではない。このことは、第1回検討会議において「例えば、朝鮮学校では反日教育をやっていると言う人もいる。教育内容をどこまでチェックすべきかは論点となる。」との議論がされていたこと(乙第5号証の1・3ページ)、「就学

支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が重要」(同号証6ページ)、第4回検討会議において「教育活動を見ないというわけではない。…どういうことを教育されているかという項目・主題は見るのだが、具体的な内容については各校にまかされている」(同号証8ページ)との意見が出されていたことから明らかである。

したがって、検討会議が、ハ規定に基づいて指定の可否を判断される対象となる外国人学校において、教育基本法の基本原則や理念に反する教育を行っていてもこれを許容するとの前提に立っていたなどということとはできない。そもそも文部科学省が所管する教育行政において、教育基本法の基本原則や理念に反することを許容するなどということは到底あり得ないのであって、本件規程13条所定の「法令に基づく学校の運営を適正に行うものといえるためには、①教育内容が教育基本法の理念に沿っていること(この理念と相容れない内容の教育が行われてないこと)が必要不可欠なのである。

そして、九州朝鮮中高級学校に、上記①を含む本件規程13条適合性が認められなかったことは、原審における被告最終準備書面第2の3(1)(17ないし28ページ)で詳述したとおりであって、控訴人らの主張には理由がないというべきである。

キ 以上のとおり、九州朝鮮中高級学校が、本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした文部科学大臣の判断をもって、不合理なものということとはできず、当該判断について、文部科学大臣の裁量権の範囲からの逸脱又は濫用がないことは明らかである。

(2) また、前掲大阪高裁判決(乙第166号証55及び56ページ)においても、本件規程13条の要件適合性については、「朝鮮総聯と朝鮮高級学校との関係をみると、①朝鮮総聯が組織的に朝鮮学校を指導するという関係が成

立していること、②朝鮮総聯と朝鮮学校との間では幹部レベルでの人事交流があり、人事面における関係性が強いこと、③朝鮮学校の教員が朝鮮総聯の傘下団体である教職同に加盟しており、その生徒も朝鮮総聯の傘下団体である朝青に加盟していること、④朝鮮総聯は、その傘下事業体である学友書房が発行する教科書（北朝鮮の指導者（金日成氏、金正日氏）を絶対的な存在として礼賛し、また、朝鮮労働党や朝鮮総聯を褒め称えている記載が多数見受けられるもの）を朝鮮学校で使用させるなど、特に、教育内容に対してもかなり強い影響力を行使していること、⑤朝鮮総聯は朝鮮学校に対して財政的な支援をしてきていることなどの事情を認めることができる。これらの事情に照らして考えれば、朝鮮高級学校の教育において北朝鮮の指導者や国家理念を肯定的に評価することはその教育目的に沿うものであり、朝鮮総聯がその教育に一定の援助をすること自体は自然な行為であるといえること、被控訴人では、私立学校法に基づき、財産目録、財務諸表等が作成されるとともに理事会等も開催されていたこと、被控訴人及びその所轄庁である大阪府知事が3年に1度を基本として必要に応じて随時、立入検査等を実施したが、大阪朝鮮高級学校について教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分は行われていないことなど、被控訴人の主張に有益な事情を考慮しても、大阪朝鮮高級学校は、朝鮮総聯から、教育の目的を達するための必要性、合理性の限度を超えて介入を受け、教育の自主性をゆがめるような支配を受けている合理的な疑いがあるというべきである。」「また、（中略）大阪朝鮮高級学校において就学支援金の管理が適正に行われないことを疑わせる相当な根拠があるといえることができる。」「このように、本件不指定処分がされた平成25年2月20日の時点で、大阪朝鮮高級学校について、朝鮮総聯から教育基本法16条1項にいう『不当な支配』を受けていること、及び財政面で就学支援金の管理が適正に行われないことを疑わせるに足りる相当な根拠があったものと認められるのであり、これによれば、法

令に基づく適正な学校運営という観点からして、本件規程13条適合性があるということとはできない。」と判示されているところである。

全国の朝鮮高級学校については、おおむね状況は同様であることからすれば、九州朝鮮中高級学校についても、前掲大阪高裁判決の前記判示が基本的に妥当するというべきである。

(3) 以上からすれば、九州朝鮮中高級学校については、本件規程13条適合性が認められないことは明らかであり、これを理由として本件不支給処分をした文部科学大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用がないことは明らかである。

## 第6 本件不指定処分等は、行政手続法に違反するものでないこと

### 1 本件不指定処分が行政手続法6条に違反する旨の主張について

(1) 控訴人らは、支給法の目的が「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図」る（支給法1条）ことにあり、高校生の在籍期間は3年間とされているのであるから、就学支援金の支給対象校の処分をするに当たり、標準処理期間を定めなければならず、それにもかかわらず標準処理期間を定めなかったことは行政手続法6条に違反すると主張する（控訴理由書第4の2・65及び66ページ）。

(2) しかしながら、原審における被告第4準備書面第5の1(2)（21及び22ページ）で述べたとおり、そもそも、標準処理期間の設定については、行政庁の行為義務ではなく、努力義務にとどまるものであり、標準処理期間の設定がなくても処分が違法となるものではない（櫻井敬子、橋本博之・行政法〔第5版〕202ページ）。また、標準処理期間の設定が努力義務とされているのは、事例ごとのばらつきが著しい処分や、事例が極めて少ない処分など、標準処理期間の設定が困難な場合のありうる事情に配慮したためであるところ（室井力ほか・コンメンタール行政法I〔第3版〕行政手続法・行

政不服審査法119ページ)、本件については、ハ規定に基づく支給対象外国人学校の指定、不指定は、これまでに前例がなく、また、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール、コリア国際学園及び朝鮮高級学校の3例しかなかったものであり、さらに、本件規程、特に13条の基準を満たすかどうかについては慎重な検討を要するものであり、正に標準処理期間の設定が困難な場合であったものである。

よって、控訴人らの主張には理由がない。

## 2 本件不指定処分が行政手続法7条に違反する旨の主張について

(1) 控訴人らは、菅直人総理大臣(当時)が2010年(平成22年)11月24日に文部科学大臣に審査の停止を指示し、その後、九州朝鮮中高級学校が、2010年(平成22年)11月29日に本件申請を行ったものの、2011年(平成23年)8月29日に同総理大臣が審査の再開を指示するまでの約9か月の間、審査を継続する意思があるとも、なされた申請に対して許否の判断をするとも示すことなく放置したことや、2013年(平成25年)2月20日に本件不指定処分がなされるまで、約1年6か月を要したことが、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の審査と比較してあまりに長期であり、行政手続法7条に違反すると主張する(控訴理由書第4の3・66及び67ページ)。

(2) しかしながら、原審における被告第1準備書面第7の2(47ないし51ページ)及び被告第4準備書面第5の2(2)(22及び23ページ)等で述べたとおり、行政手続法7条は、正当な理由による遅滞を許容していると解され、直ちに申請の審査を開始したとしても公正な判断を下せず、申請者の権利利益が害されるおそれがある場合には、当該状況が止むまで審査を開始しなかったとしても、同法7条に違反しないと解すべきである。

また、九州朝鮮中高級学校に対する審査手続を一時停止したのは、北朝鮮による砲撃事件を契機として大韓民国との戦争が勃発する可能性も否定でき

ないという、通常想定し難い事態が急きょ発生した中、同砲撃事件についての報道状況や世論も踏まえると、静ひつな環境の中で（報道状況や世論にとらわれず）公正な審査をすることができるかどうかについて懸念があり、平常時のように客観的かつ公正な審査ができないおそれがあったからである。

このように、本件においては、直ちに申請の審査を開始したとしても、公正な判断を下すことができるかどうかについて懸念があり、申請者たる朝鮮高級学校の権利利益が害されるおそれがあったから、九州朝鮮中高級学校に対する審査手続を開始しなかったことは、行政手続法7条に違反しないことは明らかである。

そして、審査手続を再開してからは、審査会において平成23年11月、同年12月、平成24年3月及び同年9月の4回にわたって審査を行い、授業の内容や学校運営の適正性等、九州朝鮮中高級学校の基準適合性について審査を行ったものの、これまで繰り返し述べた本件規程13条の適合性に疑念を生じさせる各種事情によって、同校が法令に基づく適正な学校運営をしていることに疑念が生じ、そのために時間を要することはやむを得ないのであって、この点に鑑みても、本件不指定処分は、行政手続法7条に何ら違反するものでない。

### 3 本件不指定処分が行政手続法8条に違反する旨の主張について

- (1) 控訴人らは、本件不指定処分の理由が理由①及び理由②とされているものの、どのような事実を根拠に本件規程13条に適合すると認めるに至らないのかが全く示されておらず、不服申立てが困難であったとして、行政手続法8条に違反すると主張する（控訴理由書第4の4・67及び68ページ）。
- (2) しかしながら、行政手続法8条1項の趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに（恣意抑制機能）、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えること（争訟便宜機能）にあるところ、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法



律の規定の趣旨・目的に照らして決定すべきとされている（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617ページ）。

そして、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し当該処分の理由を示すべき旨を規定する行政手続法8条1項も、これと同一の趣旨に出たものと解される。申請に対する拒否処分が書面によりされる場合に、書面により示さなければならない理由の程度は、当該拒否処分が申請者側において明らかにすべき処分要件に関わる場合と、行政庁側において明らかにすべき申請拒否要件に関わる場合とでのおのずと違いがあることは当然である。

すなわち、処分要件の適合性を行政庁側において明らかにすべきとされている場合には「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用」したか、「非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに」付記すべきとされているものであるのに対し、当該拒否処分が申請者側において明らかにすべき処分要件に関わる場合には、申請者側において明らかにすべきどの処分要件が認められないかということ明らかにすれば、当該申請拒否処分がされた理由を、当該申請者においてその記載自体から了知できるから、処分理由としては十分である。

そして、文部科学大臣による指定処分の性質は、これを受けることによって初めて就学支援金の支給対象校たる地位が創設されるというものであり、その処分要件の適合性については、申請者側において明らかにすべきものであるところ、本件不指定処分は理由①及び理由②を理由としてされたものであり、本件不指定処分の通知書（甲第13号証及び乙第36号証）にはこれらの理由がいずれも記載されており、どの処分要件が認められないと判断されたかが明示されているのであって、控訴人らは、いかなる処分要件が認められないとして本件不指定処分に至ったかについて了知することができたのであるから、本件不指定処分に係る通知（甲第13号証及び乙第36号証）

に、行政手続法8条1項本文、同条2項に違反する理由の提示に不備があるなどということとはできないことは明らかである。

よって、控訴人らの主張には理由がない。

## 第7 結語

以上のとおり、本件省令改正及び本件不指定処分が違法である旨の控訴人らの主張にはいずれも理由がなく、教育基本法を始めとする教育関係法令から導かれるハ規定、本件規程13条の解釈及び本件不指定処分に至った事実の認定、評価につき原判決の結論に誤りはないのであるから、本件控訴は直ちに棄却されるべきである。

以 上

## 乙第168号証

平成31年(オ)第335号

平成31年(受)第415号

## 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成29年(ネ)第4477号国家賠償請求事件について、同裁判所が平成30年10月30日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

## 理 由

## 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

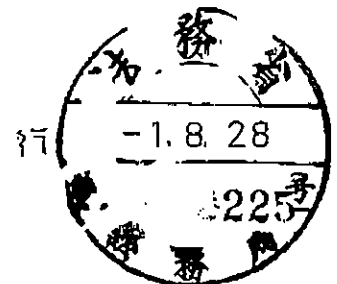
## 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和元年8月27日

最高裁判所第三小法廷



裁判長裁判官 山 崎 敏 充

裁判官 戸 倉 三 郎

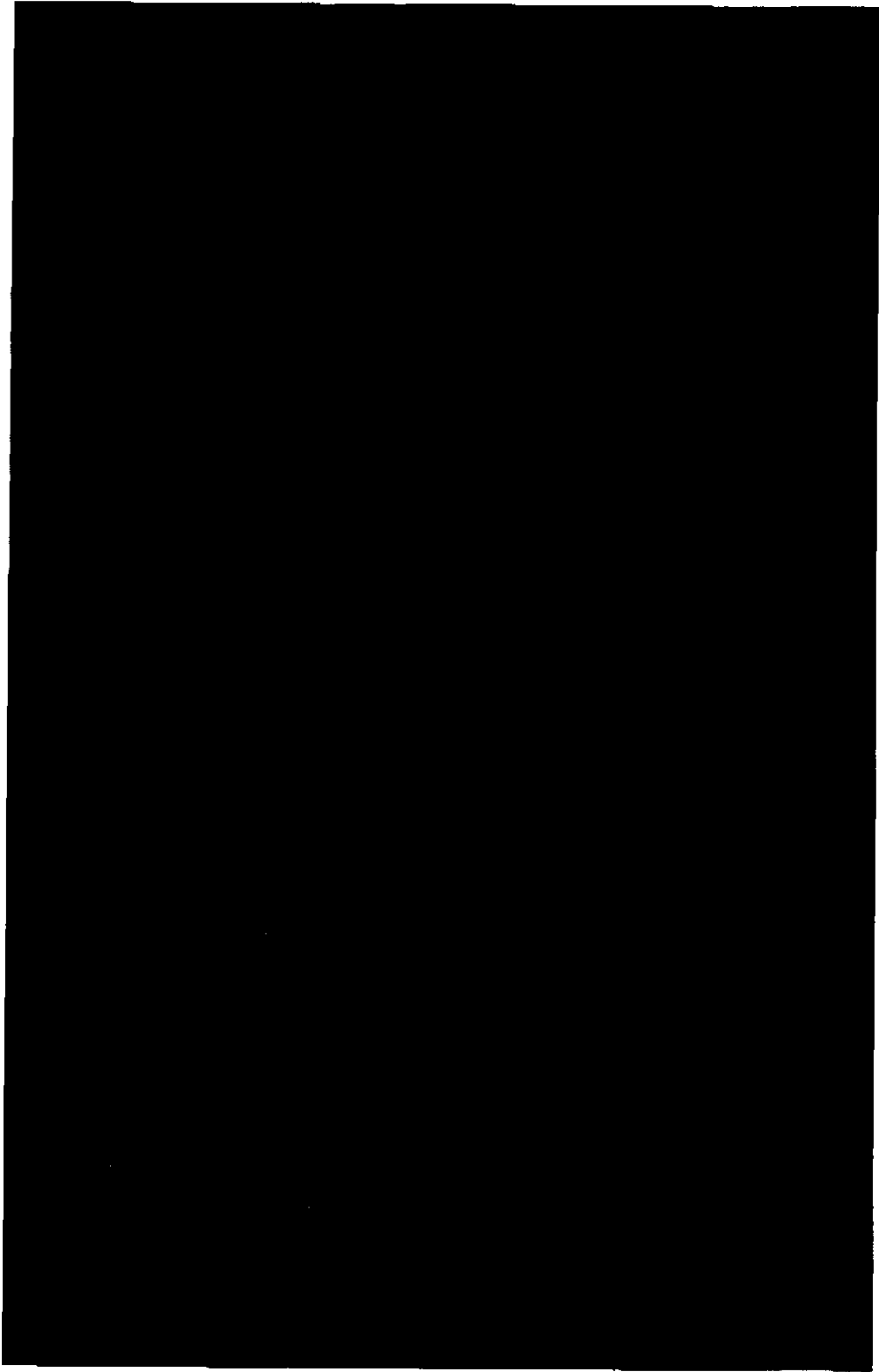
裁判官 林 景 一

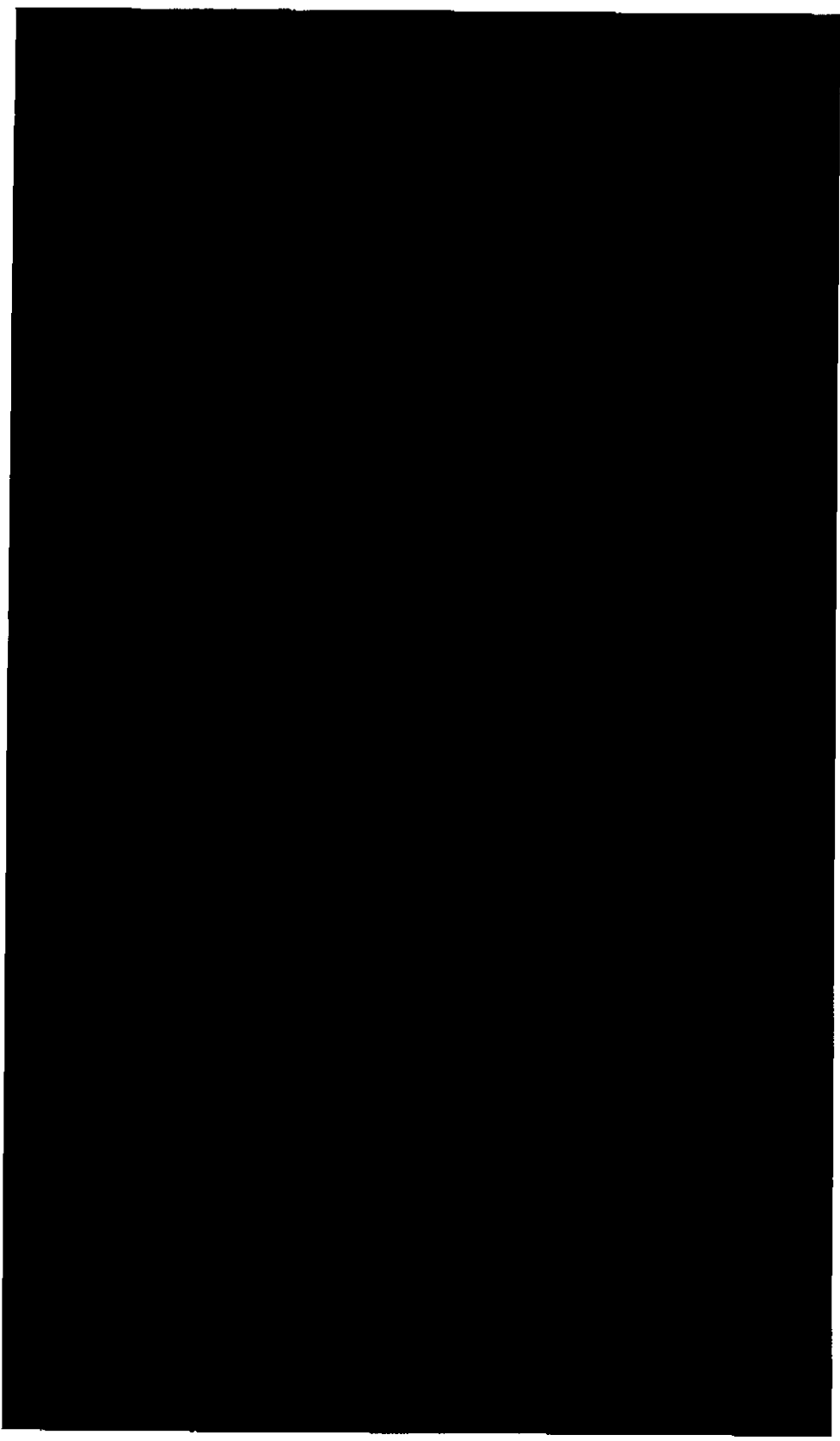
裁判官 宮 崎 裕 子

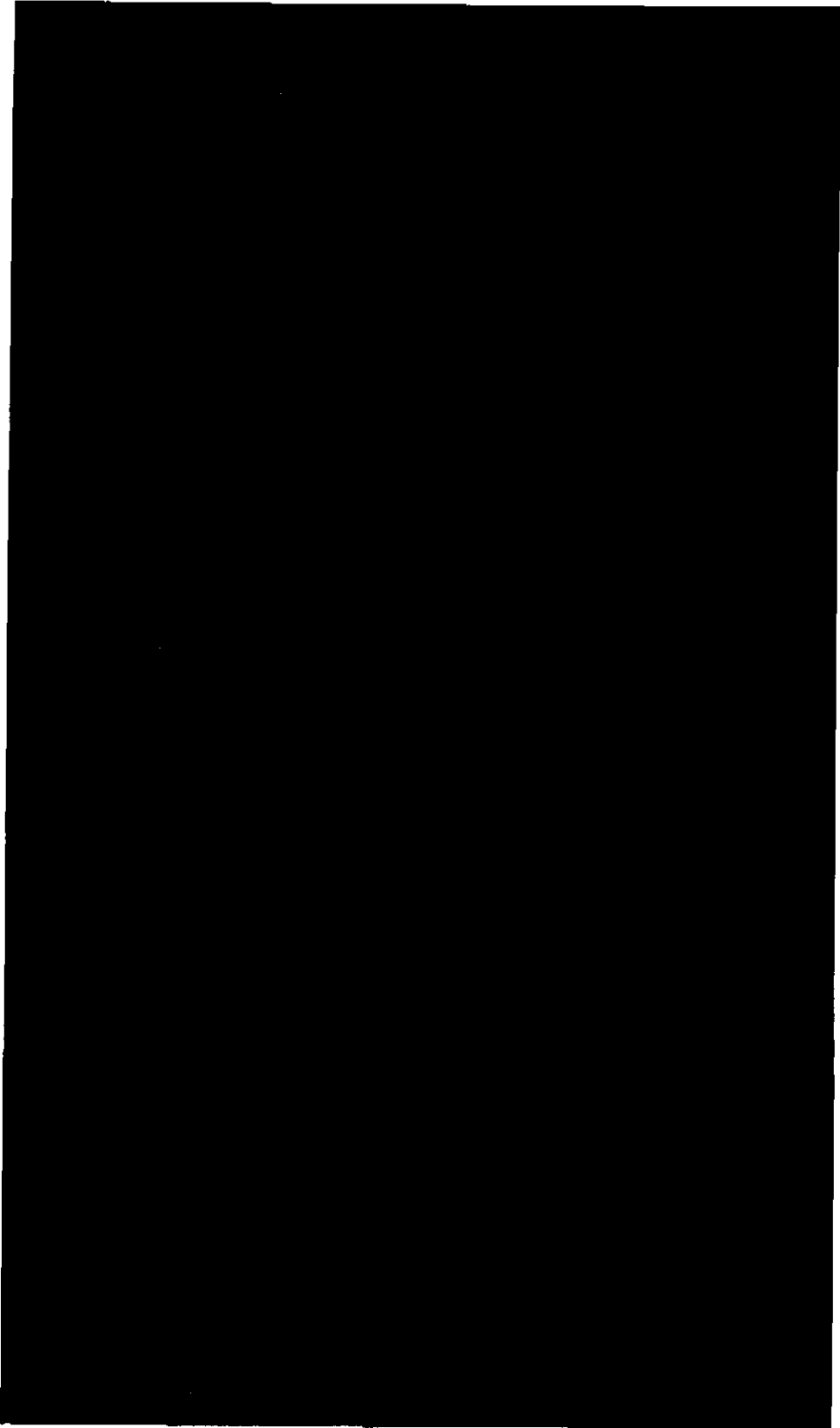
裁判官 宇 賀 克 也

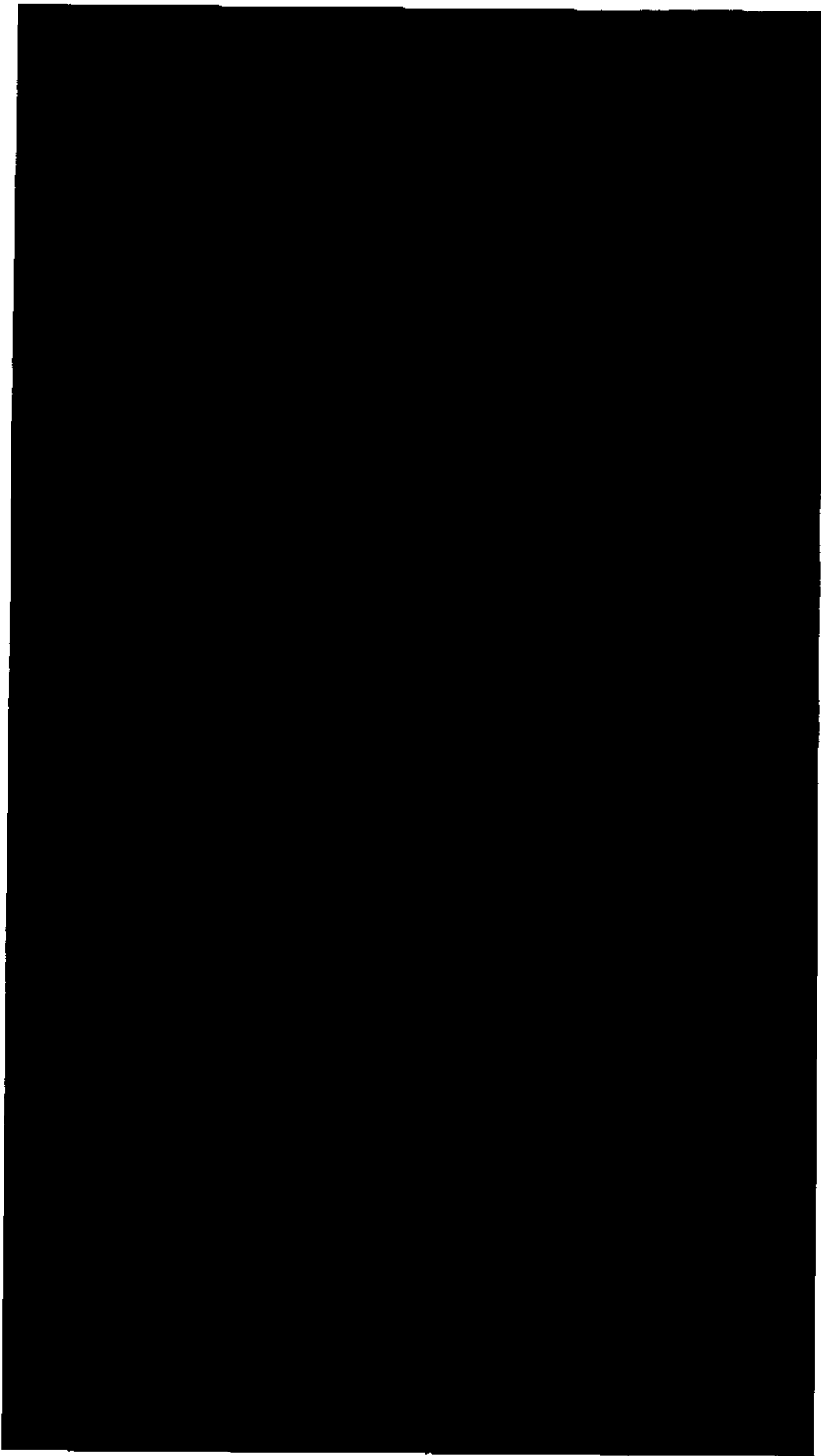
)

当 事 者 目 録

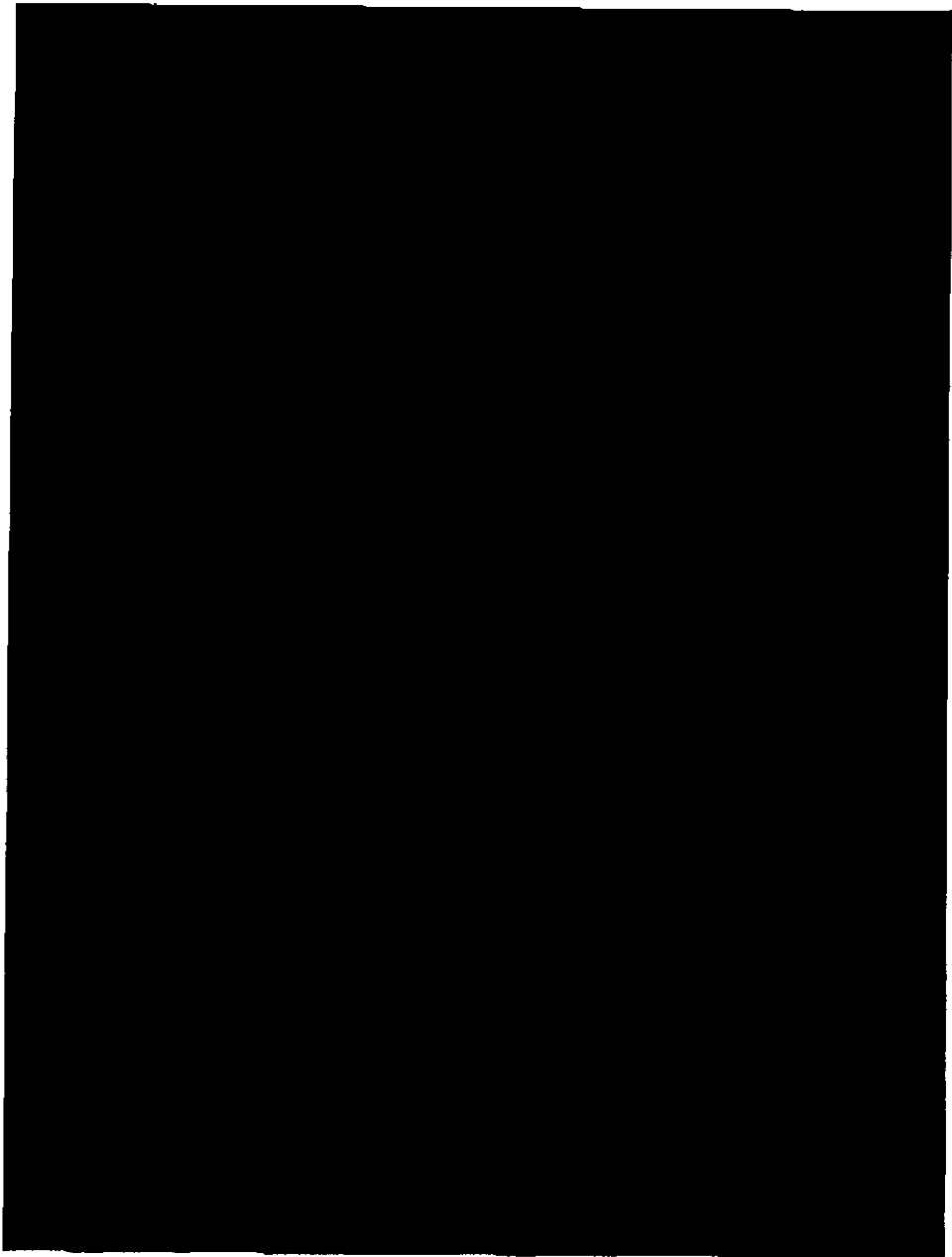












上記61名訴訟代理人弁護士

喜	田	村	洋	一
師		岡	康	子
金			舜	植
松		原	拓	郎
牧		田	潤	一 朗

李		春	熙
全		東	周
康		仙	華
伊	藤	朝	日 太 郎
尾	渡	雄	一 朗
小 町	谷	育	子

被上告人兼相手方  
 同代表者法務大臣  
 同指定代理人

国			
山	下	貴	司
湯	本	貴	浩

854900-71 審量研

これは正本である。

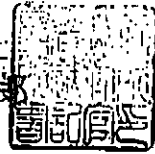
令和元年8月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

森

芳



## 乙第169号証

平成31年(行ツ)第14号

平成31年(行ヒ)第13号

## 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成29年(行コ)第173号高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求事件について、同裁判所が平成30年9月27日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

## 理 由

## 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

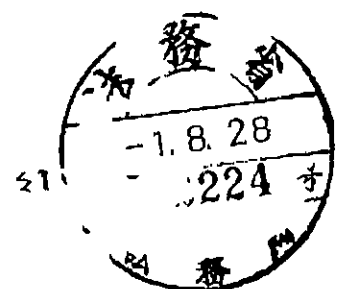
## 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和元年8月27日

最高裁判所第三小法廷



裁判長裁判官 山 崎 敏 充

裁判官 戸 倉 三 郎

裁判官 林 景 一

裁判官 宮 崎 裕 子

裁判官 宇 賀 克 也

当 事 者 目 録

大阪市東成区東中本3丁目17番6号

上告人兼申立人

学校法人大阪朝鮮学園

同代表者理事長

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

丹 羽 雅 雄

大 橋 さ ゆ り

木 下 裕 一

金 英 哲

金 星 姫

具 良 鈺

田 中 俊

鄭 文 哲

中 森 俊 久

仲 尾 育 哉

原 啓 一 郎

普 門 大 輔

三 好 吉 安

李 承 現

岡 崎 真 由 子

任 真 赫

被上告人兼相手方

国

同代表者法務大臣

山

同指定代理人

湯

下 貴 司

本 貴 浩

17-006551 最高裁

これは正本である。

令和元年8月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

山之内 憲



平成31年(ネ)第307号  
九州朝高生就学支援金国家賠償請求控訴事件  
控訴人 甲ほか67名  
被控訴人 国

### 証 拠 説 明 書


令和元年9月19日

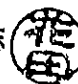
福岡高等裁判所第1民事部口係 御中


被告指定代理人

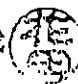
九 谷 福 弥 

高 橋 秀 樹 

花 田 久美子 

篠 田 智 志  代

三 木 仁 史  代

竹 下 力 哉  代



## 略語は準備書面の例による

号証	標 目 (作 成 者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 168	決定書 (令和元年8月27日最高 裁判所第三小法廷) (原審の事件番号 東京高等 裁判所平成29年(ネ)第4 477号)	写し R元.8.27	東京高裁判決は、令和元年8月 27日付けで、上告棄却及び上告 不受理決定がなされ、確定したこと
乙 169	決定書 (令和元年8月27日最高 裁判所第三小法廷) (原審の事件番号 大阪高等 裁判所平成29年(行コ)第 173号)	写し R元.8.27	大阪高裁判決は、令和元年8月 27日付けで、上告棄却及び上告 不受理決定がなされ、確定したこと

## 略称語句使用一覧表

2019/9/19

用 語	略 語	記載書面	ページ数
学校法人福岡朝鮮学園	本件法人	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（甲第1号証）	支給法	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（文部科学省令第13号。甲第3号証）	本件省令	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程（甲第4号証）	本件規程	答弁書	4
本件法人が、本件規程14条に基づき文部科学省に提出した申請書類（甲第12号証、乙第1号証）	本件申請書類	答弁書	4
朝鮮民主主義人民共和国	北朝鮮	答弁書	5
大韓民国	韓国	答弁書	5
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第3号）	本件改正省令	答弁書	6
本件省令1条1項2号ハを削除したこと	本件省令改正	答弁書	6
文部科学大臣が、平成25年2月20日付けで本件法人を含む朝鮮高級学校について不指定の処分を行ったこと（甲第13号証）	本件不指定処分	答弁書	6
本件法人が、文部科学大臣に対し、本件省令14条1項に基づき、本件省令1条1項2号ハに基づく指定を受けるための申請	本件申請	答弁書	6
高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議	検討会議	答弁書	10

## 略称語句使用一覧表

2019/9/19

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権A規約	答弁書	11
市民及び政治的権利に関する国際規約	国際人権B規約	答弁書	11
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	答弁書	11
民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言	マイノリティ宣言	答弁書	12
我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校	外国人学校	第1準備書面	4
就学支援金の支給の対象となる学校	支給対象外国人学校	第1準備書面	4
国家賠償法	国賠法	第1準備書面	4
生徒又は学生	生徒等	第1準備書面	5
在日本朝鮮人総联合会	朝鮮総聯	第1準備書面	6
公立高等学校以外の高等学校等	私立高等学校等	第1準備書面	7
高等学校等就学支援金の支給に関する審査会	審査会	第1準備書面	32
文部科学省初等中等教育局財務課 高校修学支援室	支援室	第1準備書面	32
株式会社整理回収機構	機構	第1準備書面	34

## 略称語句使用一覧表

2019/9/19

原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(1)	原告準備書面(1)	第2準備書面	4
原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(2)	原告準備書面(2)	第2準備書面	4
広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証)	広島地裁判決	第2準備書面	16
平成25年11月の東京都による「朝鮮学校調査報告書」(乙第41号証)	報告書	第2準備書面	18
最高裁判所昭和51年5月21日大法院判決	昭和51年最高裁判決	第2準備書面	22
原告らの2014年(平成26年)12月15日付け準備書面(3)	原告準備書面(3)	第3準備書面	4
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5)	原告準備書面(5)	第4準備書面	3
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(6)	原告準備書面(6)	第4準備書面	3
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(8)	原告準備書面(8)	第5準備書面	4
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(9)	原告準備書面(9)	第5準備書面	4
原告らの平成27年11月6日付け準備書面(10)	原告準備書面(10)	第5準備書面	4
原告らの平成27年12月9日付け準備書面(11)	原告準備書面(11)	第5準備書面	4
大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏	伊地知氏	第5準備書面	17

## 略称語句使用一覧表

2019/9/19

大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏が大阪府下にある朝鮮学校に子どもを就学させている保護者に対して平成26年に行ったアンケート調査	本件アンケート	第5準備書面	17
下村前文部科学大臣	下村大臣	第5準備書面	25
原告らの2016年3月7日付け準備書面(12)	原告準備書面(12)	第6準備書面	5
原告らの2016年6月1日付け準備書面(13)	原告準備書面(13)	第8準備書面	5
原告らの2016年6月9日付け準備書面(14)	原告準備書面(14)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付け準備書面(15)	原告準備書面(15)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付け準備書面(16)	原告準備書面(16)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(17)	原告準備書面(17)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(18)	原告準備書面(18)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(19)	原告準備書面(19)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(20)	原告準備書面(20)	第8準備書面	5
平成28年3月29日付け「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)」	平成28年通知	第8準備書面	5
成嶋隆氏の「朝鮮高校生就学支援金不支給違憲損害賠償請求事件に関する意見書」	成嶋意見書	第8準備書面	28

## 略称語句使用一覧表

2019/9/19

安達和志氏作成の2016年5月20日付け「意見書」	安達意見書	第8準備書面	54
三輪定宣氏作成の2016年9月22日付け「朝鮮高校生就学支援金差別事件に関する意見書－無償教育の意義と朝鮮高校生就学支援金差別の不当性－」	三輪意見書	第8準備書面	55
「決裁・供覧」という表題の文書	決裁・供覧	第8準備書面	60
原告らの2017（平成29）年4月6日付け求釈明申立書	求釈明申立書(2)	回答書(3)	2
望月禎主任視学官	望月主任視学官	回答書(3)	2
原告らの2017（平成29）年6月12日付け求釈明申立書	求釈明申立書(3)	第9準備書面	2
原告らの2017（平成29）年5月23日付け準備書面(21)	原告準備書面(21)	第10準備書面	3
大阪地方裁判所平成25年（行ウ）第14号高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求事件に係る平成29年7月28日判決	大阪地裁判決	第10準備書面	3
最高裁判所平成18年2月7日第三小法廷判決	平成18年最高裁判決	第10準備書面	8
平成29年7月14日付け被告第9準備書面	被告第9準備書面	第10準備書面	9
原告らの2017（平成29）年9月12日付け文書提出命令申立書	文書提出命令申立書	文書提出命令申立書に対する意見書	2
文書提出命令申立書第1の1の文書	文書1	文書提出命令申立書に対する意見書	3

## 略称語句使用一覧表

2019/9/19

文書提出命令申立書第1の2の文書	文書2	文書提出命令申立書に対する意見書	3
文書提出命令申立書第1の3の文書	文書3	文書提出命令申立書に対する意見書	4
本件省令1条1項2号ハ	ハ規定	第11準備書面	6
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学奨金の支給に関する法律	法	第11準備書面	13
在日本朝鮮青年同盟	朝青	第11準備書面	37
店舗販売業者が店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与を行うこと	郵便等販売	第11準備書面	66
原告らの2017(平成29)年9月12日付け証拠申出書	証拠申出書(1)	証拠申出書に対する意見書	3
原告らの2017(平成29)年12月6日付け証拠申出書	証拠申出書(2)	証拠申出書に対する意見書	3
前川喜平氏	前川氏	証拠申出書に対する意見書	3
三輪定宣	三輪氏	証拠申出書に対する意見書	3
前川氏の陳述書	前川陳述書	証拠申出書に対する意見書	10
原告らの2018(平成30)年2月23日付け文書提出命令申立の補充意見書	原告ら補充意見書	文書提出命令申立の補充意見書に対する反論	2
被告の平成29年11月9日付け文書提出命令申立書に対する意見書	被告文提意見書	文書提出命令申立の補充意見書に対する反論	2

## 略称語句使用一覧表

2019/9/19

和田勝行支援室長	和田室長	文書提出命令申立の補充意見書に対する反論	2
ハ規定を削除したこと	理由①	第13準備書面	2
本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと	理由②	第13準備書面	2
板垣竜太氏の意見書	板垣意見書	最終準備書面	30
2019年(令和元年)6月28日付け控訴理由書	控訴理由書	控訴答弁書	5
東京高等裁判所平成30年10月30日判決	東京高裁判決	控訴答弁書	15
大阪高等裁判所平成30年9月27日判決	大阪高裁判決	控訴答弁書	29
在日本朝鮮人教職員同盟	教職同	控訴答弁書	40